

上田市文化財調査報告書第22集

創置の信濃国府跡  
推定地確認調査概報 II

東之手・西之手遺跡第2次発掘調査

1984年3月



上田市教育委員会

上田市文化財調査報告書第22集

創置の信濃国府跡  
推定地確認調査概報 II

東之手・西之手遺跡第2次発掘調査

1984年3月

上田市教育委員会

# 序

創置の信濃国府跡の第2次確認調査は、昭和57年度に引き続き神科地区の字東之手、字西之手地籍で、国庫補助事業として実施されました。今年度の調査は、国府の政庁跡と推定されている桃畑の南側の水田と農道を中心に、11月4日から23日迄、現場での発掘調査が行われました。

この調査の結果、土師器片、内耳土器片や陶器片、さらに溝状の遺構等が検出されました。しかし、出土遺物は前年に比べて少量であり、国府の建物跡と確認する迄には至りませんでした。

確認調査は昭和57年と同じく、信濃国府跡確認調査会に委託されて実施されましたが、9月に高野豊文会長が事業半ばで急逝され、遠藤憲三会長に引き継がれました。心から高野先生のご冥福をお祈り申し上げます。

発掘調査は11月の酷寒のさ中に行われ、無事終了することができました。今年度の調査にご指導を賜った奈良国立文化財研究所の山中先生、県文化課の諸先生方、調査にご尽力戴いた信濃国府跡確認調査会及び発掘調査団の諸先生方、並びに調査に格別なるご協力をいただいた地元自治会の皆さんに、衷心より厚く感謝申し上げます。次第であります。

昭和59年3月

上田市教育長 滝沢 石

# 例 言

- 1 本書は昭和58年11月7日から11月23日まで実施した、創置の信濃国府跡と推定される上田市大字古里字東之手及び西之手地籍の第2次発掘調査概報である。
- 2 発掘調査は、国・県の補助を受けて上田市教育委員会が信濃国府跡確認調査会に委託して実施した。
- 3 本書はあくまで中間的な概報であるから、結論的な記述はつとめて避けた。これらは後日の調査が実施された時点で訂正補充する所存である。
- 4 本書の執筆は以下のとおり担当した。

第2章第1・2節、第5章、第6章、第7章	五十嵐幹雄
第3章第2節、第4章	川上元
第2章第3節	滝沢泰男
第3章第3節	宮坂直子
第3章第1節	保坂富雄
第1章	事務局
- 5 遺構の実測作業は、倉沢正幸・宮坂直子・保坂富雄があたり、図面トレースは保坂が担当した。また本書の編集は、川上元・倉沢正幸が担当した。
- 6 本書に収録した出土遺物は、上田市教育委員会が一括保存し、信濃国分寺資料館で管理・保管している。

# 目 次

序

例 言

第1章 調査の経過	1
第1節 発掘調査の経過	1
第2節 調査会・調査団の構成	3
第3節 調査日誌	5
第2章 遺跡の環境	7
第1節 自然的環境	7
第2節 歴史的環境	7
第3節 国府推定地付近の地名	10
第3章 検出遺構	14
第1節 溝状遺構	14
第2節 柱穴状遺構	18
第3節 層位	18
第4章 出土遺物	22
第1節 B地区出土の遺物	22
第2節 C地区出土の遺物	22
第3節 D地区出土の遺物	23
第5章 石の町地区の調査	25
第6章 国府の概要	29
第7章 まとめ	35

# 第1章 調査の経過

## 第1節 発掘調査の経過

昭和47年度の国庫補助事業として実施された上田市神科地区の条里的遺構調査によって、新たに創置の信濃国府跡の問題が提起された。これは一志茂樹博士を中心にして、綿密・周到に調査研究された成果であり、上田市大字古里字東之手、字西之手地籍の方六町の地域に、信濃国府跡が推定された。

ところがこの信濃国府跡推定地は、その真中を東西に広域農道が横切り、さらに近年住宅、商店、事業所等の建設が目立ちはじめると至った。このため上田市教育委員会は、昭和57年度から国、県の補助を受けて信濃国府跡の確認調査を行うことに決定し、信濃国府跡確認調査会に調査を委託して第1次確認調査を実施した。

今年度の第2次調査は、昨年に引き続いて信濃国府跡確認調査会(会長 高野豊文氏)、及び信濃国府跡確認調査団(団長 五十嵐幹雄氏)に調査を委託して実施された。

8月10日、西野竹公民館に於て国府跡確認調査会が開催され、調査箇所を選定や調査方法等について詳細な打合せが行われた。この調査会には奈良国立文化財研究所の山中技官、県文化課の伝田指導主事が出席され指導をいただき、桃畑南側の水田及び農道を中心に確認調査を行うことに決定した。

9月1日、国立東信病院で加療中の高野豊文会長が、調査事業の半ばで急逝された。このため副会長の遠藤憲三氏に調査会長が引き継がれ、国府跡の確認事業が推進された。

9月29日、市役所に於て2回目の国府跡確認調査会が開催され、調査地点、調査方法等についてさらに具体的な打合せが行われた。次いで10月28日、市役所で信濃国府跡確認調査団会議が行われた。席上、遠藤調査会長、五十嵐調査団長から現場での発掘調査について詳しい説明がなされ、発掘調査の具体的な打合せが行われた。発掘調査地点は、国府跡確認調査会の決定に基づき、国府政庁跡附近と推定される桃畑の南側の水田及び農道を中心として、さらにそこから広域農道迄の水田と桃畑北側の水田についても調査グリッドを設定して、発掘調査を行うことに決定した。

調査地点は、河西忠昭氏所有の上田市大字古里字東之手153-8番地、内藤光一氏所有の大字古里字西之手110-1番地、中曽根計恵氏所有の大字古里字東之手149-3番地、山崎善四郎氏所有の大字古里字東之手154-3番地、小林司氏所有の大字古里字西之手111-1番地の土地であり、所有者の方々の深いご理解とご協力により発掘調査の承諾を得た。

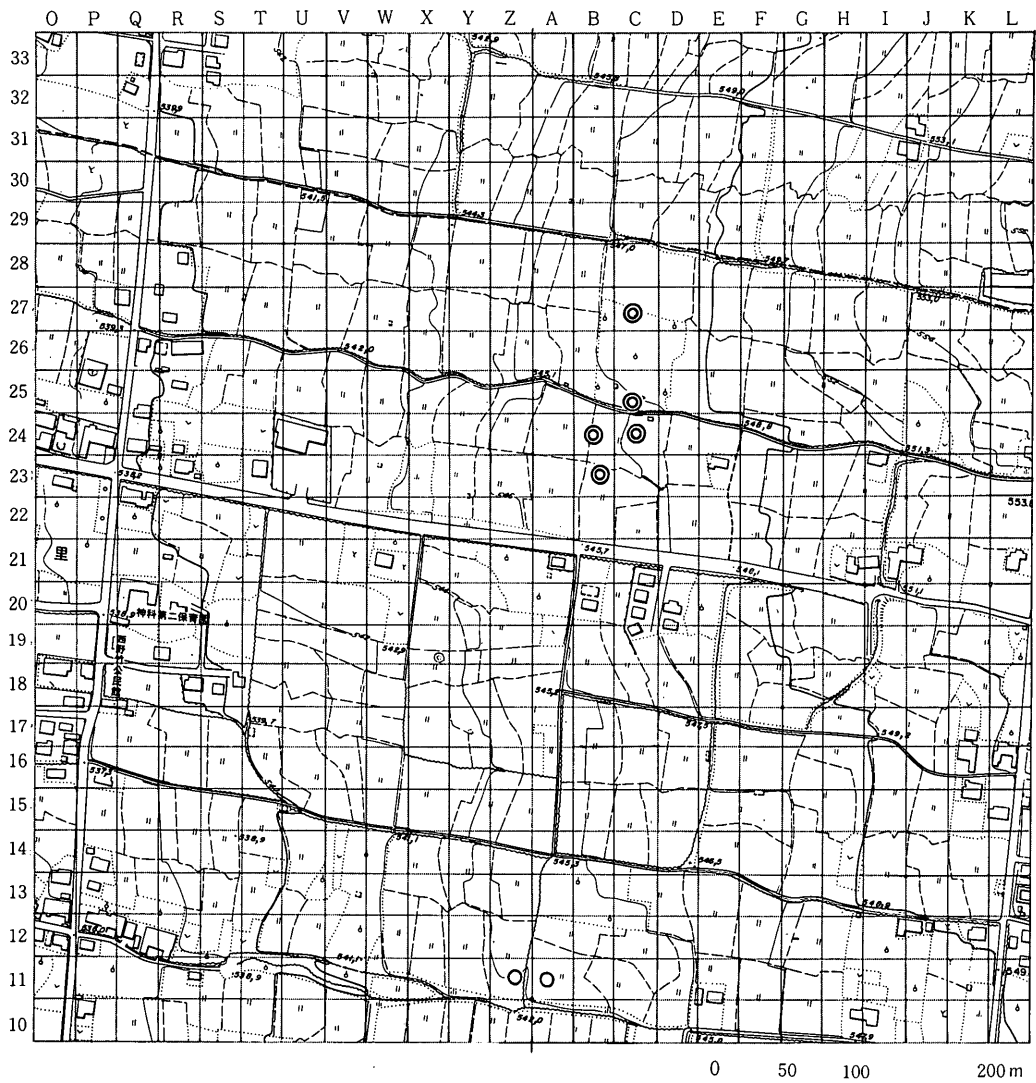
こうして準備が整い、11月4日から現場での測量、調査器材の運搬が開始された。11月7日、桃畑南側の河西氏所有の水田に調査グリッドが設定され、鍬入れ式が行われた。

調査は同日から本格的に行われ、調査グリッドの掘り下げ作業が進められた。調査は天候に恵

まれ順調に進み、土師器片や内耳土器片、播鉢片や陶器片、さらにピットや溝状の遺構等が検出された。しかし出土遺物は昨年に比べて少量であり、また検出された遺構も国府の建物跡と考えられる遺構は出土せず、今年度の調査においても信濃国府跡を確認するまでには至らなかった。

発掘調査は11月の厳寒のさ中に、連日熱心に続けられ、11月23日迄現場での発掘調査が行われた。その結果、東之手地籍の水田258㎡、西之手地籍の水田117㎡の合計375㎡を発掘調査し、さらに農道に4箇所の特レンチを設定して調査を行い、記録保存を行うことができた。

こうして現場での発掘調査は無事終了し、これ以後は上田市立博物館に於て、出土遺物の整理、調査報告書の作成が行われた。昭和59年3月31日、調査報告書が刊行され、昭和58年度の発掘調査は総べて終了した。



第1図 調査地区位置図

(○印 第1次調査 ●印 第2次調査)

## 第2節 調査会・調査団の構成

上田市教育委員会は第二次信濃国府跡確認調査事業を信濃国府跡確認調査会へ委託して実施した。

信濃国府跡確認調査会、信濃国府跡確認調査団の編成は次のとおりである。

### 信濃国府跡確認調査会

顧問	奈良国立文化財研究所技官	山中敏史
"	長野県教育委員会文化課指導主事	伝田和良
会長	上小郷土研究会会長	高野豊文（昭和58年9月1日迄）
"	上田市文化財調査委員会委員長	遠藤憲三（昭和58年9月2日より）
副会長	上田市文化財調査委員会委員長	遠藤憲三（昭和58年9月1日迄）
委員	上田市文化財調査委員会副委員長	箱山貴太郎
"	上田市文化財調査委員	米山一政
"	上田市文化財調査委員	黒坂周平
"	上田市文化財調査委員	横沢 理
"	上田市文化財調査委員	五十嵐幹雄
"	上田市文化財調査委員	亀井朝雄
"	上小郷土研究会	小池雅夫
"	上小郷土研究会	滝沢泰男
"	神科自治会連合会長	高橋 正
"	前神科自治会連合会長	川上 清
"	元神科自治会連合会長	深町 守
"	元上野ヶ丘公民館長	川上貞雄
"	上田市立博物館庶務学芸係長	川上 元
"	上田女子短期大学講師	塩入秀敏
"	山口自治会長	清水一雄
"	大久保自治会長	柳沢義吉
"	金剛寺自治会長	田中和夫
"	伊勢山自治会長	赤羽典次
"	野竹自治会長	清道貞義
事務局長	上田市社会教育課長	小林三男（昭和58年9月30日迄）



事務局長 上田市社会教育課長 深井武雄（昭和58年10月1日より）  
事務局次長 上田市社会教育課文化係長 金井俊雄（昭和58年9月30日迄）  
" 上田市社会教育課文化係長 内藤良典（昭和58年10月1日より）  
事務局員 上田市社会教育課文化係 倉沢正幸

## 信濃国府跡確認調査団

調査団長 五十嵐幹雄（日本考古学協会員・上田市文化財調査委員）

調査主任 川上 元（上田市立博物館庶務学芸係長）

調査員 小池雅夫（上小郷土研究会）

" 滝沢泰男（上小郷土研究会）

" 塩入秀敏（上田女子短期大学講師）

" 児玉卓文（上田染谷丘高等学校教諭）

" 林 和男（上田市立信濃国分寺資料館学芸員）

" 倉沢正幸（上田市社会教育課学芸員）

" 宮坂直子（長野県考古学会員）

" 保坂富雄（立正大学卒業生）

事務局長 小林三男（上田市社会教育課長）

" 深井武雄（上田市社会教育課長）

事務局次長 金井俊雄（上田市社会教育課文化係長）

" 内藤良典（上田市社会教育課文化係長）

事務局員 川上貞雄（元上野ヶ丘公民館長）

調査協力者 田中和夫・黒沢泉一郎・中曽根直義・清道賢四郎・清水要次郎・宮崎郁夫・柳原迪子・  
高橋たみ・正橋竹二郎・西沢吉次郎・黒沢勝秋・西沢とも子・飯田 薫・梅木 実・  
徳武晴代・中村晴哉・村井留吉・川上富士雄・穂谷 潔・滝田好一・久保井今朝松

### 第3節 調査日誌

昭和58年

11月4日(金) 曇

発掘調査準備、調査グリッドの設定及び調査器材の運搬。

11月7日(月) 曇後晴

鉤入れ式。調査グリッドの設定をし、B24-30、B24-59、C24-43、C24-72、C24-3グリッドを掘り下げ。C24-43グリッドより内耳土器片、C24-3グリッドより内耳土器片出土。

11月8日(火) 曇後晴

B24-19、B24-20、C24-41、C24-52、C24-71、C24-80グリッドの掘り下げ作業。調査グリッド及びトレンチの設定。B24-20グリッドから播鉢片1点と土師器片、B24-19、B24-80グリッドから土師器片出土。

11月9日(水) 晴

B24-45、B24-85、C24-8、C24-43、C24-62グリッドの掘り下げ作業。調査グリッドの設定。B24-20グリッドから土師器片出土。写真撮影。

11月10日(木) 雨後晴

B24-15、B24-66、C24-51、C24-63グリッド掘り下げ作業。また引き続きC24-71、C24-62、B24-45、B24-80、B24-85グリッドの掘り下げ作業。測量基点の移動。C24-51グリッドより土師器片、B24-15グリッドより内耳土師質土器片出土。

11月11日(金) 晴

農道予定地の調査グリッド設定作業。C24-42、C24-53、C24-61、C24-73、C24-43、C24-63、グリッドの掘り下げ作業。C24-42グリッドから土器片、C24-61グリッドより陶器片出土。

11月12日(土) 晴後雨

B22-55、B23-65、B23-66、B23-95、B23-96グリッドの掘り下げ作業。雨天のため午前中で調査終了。

11月13日(日) 晴後曇

B24-40、B24-41、B24-50、B24-60グリッドの掘り下げ作業。遺構検出作業。各セクション清掃、分層作業

11月14日(月) 曇後晴

B24-17、B24-27、B24-36、B24-37、B24-47、B24-46、B24-67、B24-86グリッドの掘り下げ作業。遺構検出作業。平板測量。桃畑南側の農道に第I、第II、第IIIトレンチを設

定し掘り下げ。第Ⅲトレンチ地下105cmの箇所より青磁片出土。B24-36グリッドより陶器片出土。

11月15日(火) 晴

各グリッド掘り下げ作業。桃畑北側の水田に2グリッド設定、掘り下げ。第Ⅰトレンチ断面実測。第Ⅰトレンチ埋め戻し。遺構検出作業。調査地全景の写真撮影。

11月16日(水) 晴

第Ⅲトレンチ、第Ⅳトレンチ掘り下げ作業。第Ⅱ、第Ⅲトレンチ西側セクション実測。第Ⅲ、第Ⅳトレンチ平板測量。E地区グリッド掘り下げ。各グリッドの清掃及び写真撮影。

11月17日(木) 晴

C地区遺構掘り上げ作業。各セクション実測、写真撮影。第Ⅳトレンチセクション実測。E地区グリッド掘り下げ。

11月18日(金) 晴後曇

C地区平板実測作業。C24-8北側セクション、C24-3北側セクション及びB24-59、B24-50、B24-70の各セクション実測。遺構の掘り上げ作業。

11月19日(土) 晴

C地区、B地区の平板実測(1:20)。各セクションの実測。SD-01のセクションベルト断面実測。ベルト取りはずし。SD-02のセクションベルト断面実測、写真撮影。B、C地区の清掃。

11月20日(日) 晴

B地区の平板実測。各セクション実測。B23-66グリッドの溝状遺構実測。C地区全体のレベル計測。C地区、B地区の写真撮影。

11月21日(月) 晴

B地区セクション実測。B地区全体のレベル計測。写真撮影。ランマー、ローラーによりC地区の埋め戻し作業。

11月22日(火) 晴

A地区、D地区平板実測、レベル計測、各セクション実測。A地区、B地区、D地区の写真撮影。C地区、A地区、B地区、D地区の埋め戻し作業。

11月23日(水) 晴

桃畑南側の農道附近地形測量(1:100)。コンクリート製基準杭の埋設。A地区、B地区、C地区、D地区の埋め戻し作業終了。調査器材の撤収。現場調査のまとめ。

昭和59年1月～2月迄上田市立博物館に於て、遺物整理及び発掘調査報告書の作成を行う。

## 第2章 遺跡の環境

### 第1節 自然的環境

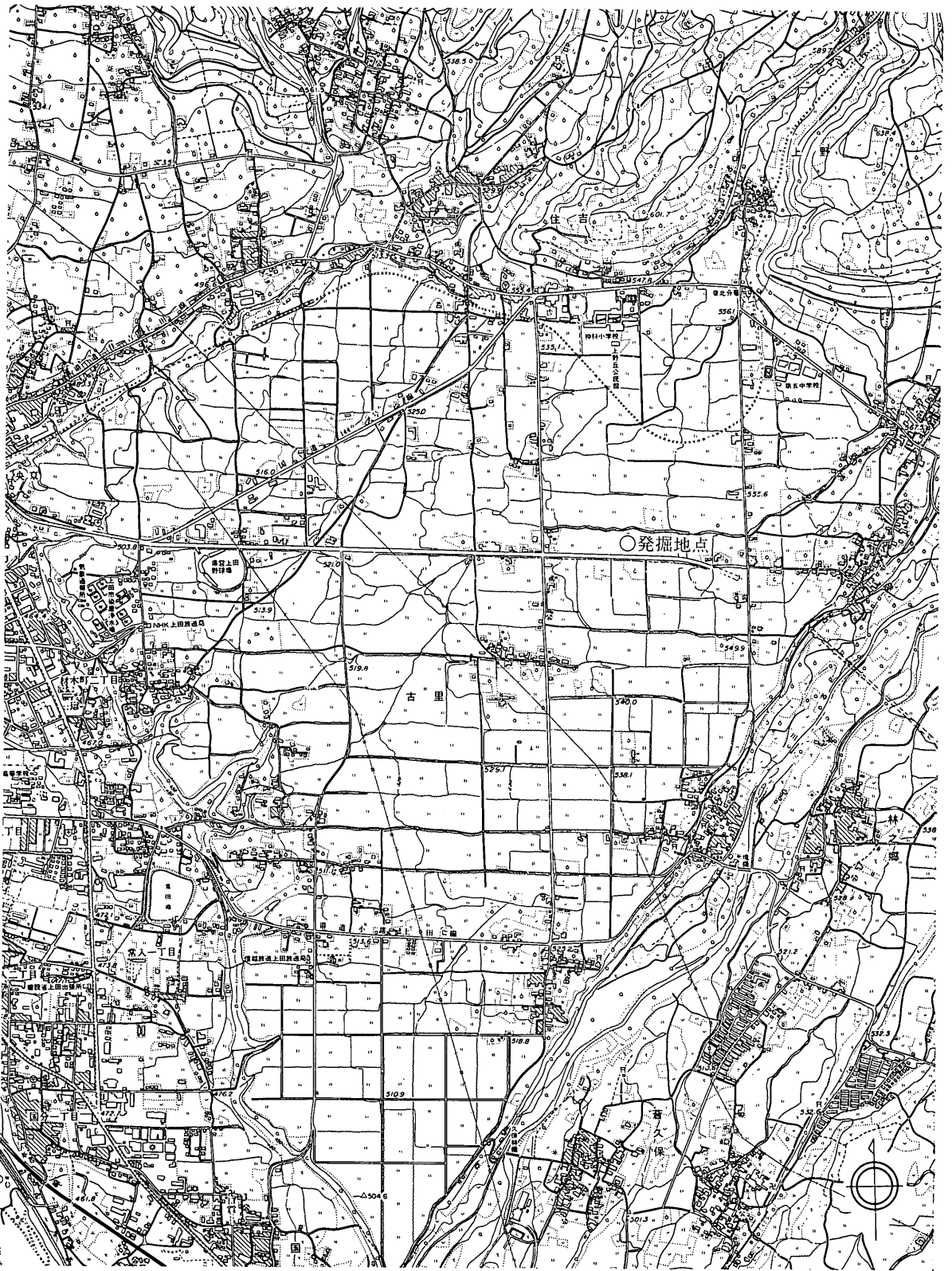
国府跡が所在すると推定された染屋台地は上田市域の東部部にあり、北に虚空蔵山と横山丘陵があり、その麓で東西の長さ約3.5km、東は神川に臨む段丘崖が東北方からやや西南方向に3.8km、西は所謂染屋段丘崖が西方から東南方向に約3kmの長さであり、この三側線に囲まれた三角形の地域であり、面積およそ5.76km<sup>2</sup>である。東辺は神川河床より30～25m、西辺は上田市街面より15～20mの高さをもっている台地であり、土質は下部が段丘礫層、上部は2～3mのローム層で第四紀洪積世に生成されたものであり、地質学的には染屋層と呼ばれている。

染屋台地は北辺部が標高580m、南端部は標高500mと約80mの標高差であり模式的な隆起扇状地である。そしてこの扇状地は神川の本流又は支流の浸食をうけていなく、その反面自然流の乏水地域である。染屋台地は地下水位が低く井戸水が得にくく、また田用水は飲料水に適さない性質であるという。土質は有効リン酸、マンガンを乏しく酸性の強い強粘土地帯である。

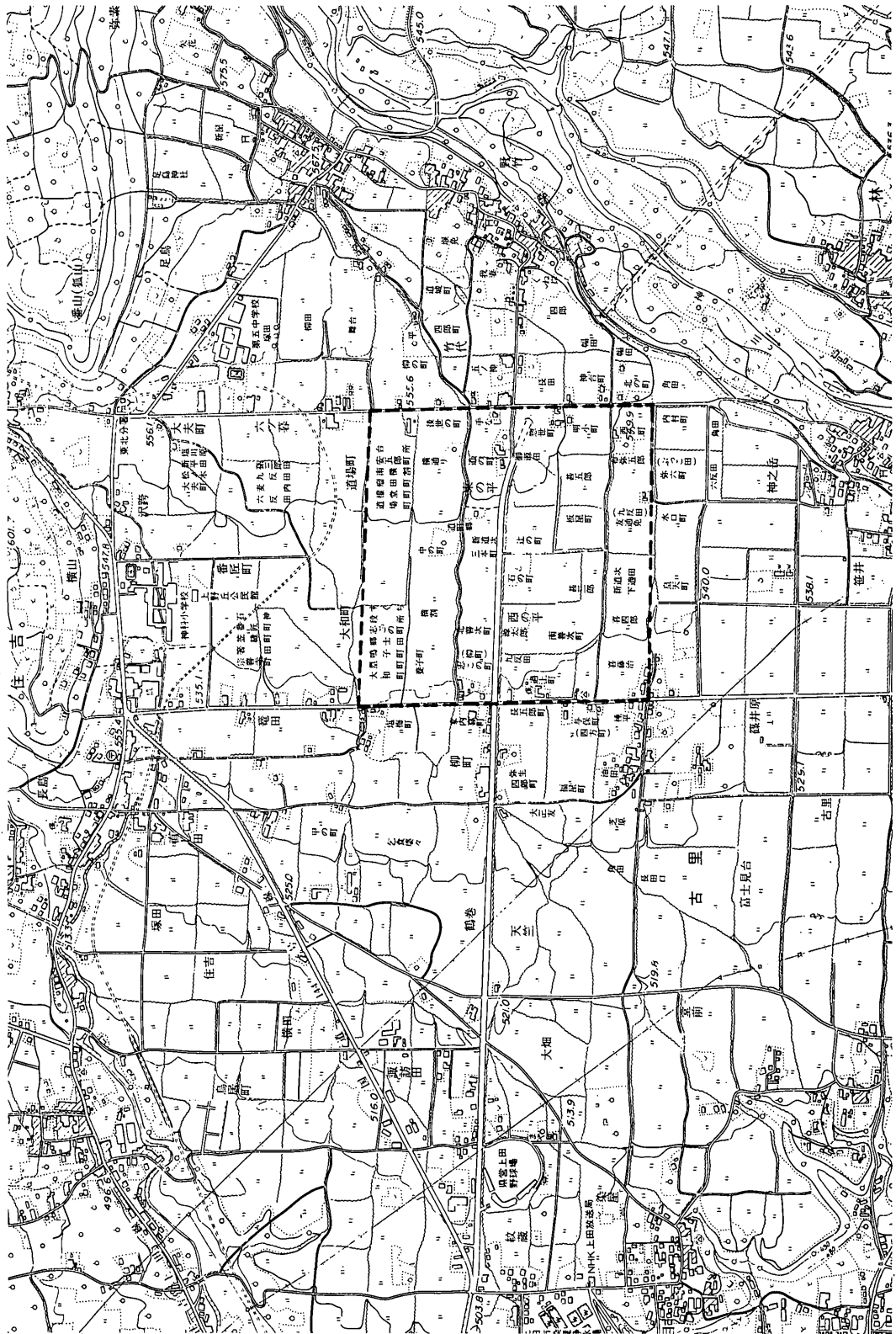
なお扇状地の微地形的考察では、同心円状に等高線があり、そこに小刻みの凹凸のあることがわかる。その大半は平行しており、東西方向の流路となっているのが凹地となっている。そのうちもっとも大規模なのは新屋堰であり扇状地上の最高地を貫き大幹線となっている。また染屋堰、岩門堰も等高線を切っている。その他にも小さな凹地がいくつかあり、それらが扇状地面上に変化を与えている。しかし染屋台のこれらの変化は人工による堰の開設後、その浸食によって生じたものと考えられている。

### 第2節 歴史的（考古学的）環境

前項自然的環境で述べた如く、染屋台地は自然流がなかったことからその開発が比較のおそく、当地域からは縄文・弥生時代の遺跡および遺物の知見は比較的少なく、主として弥生時代以降のものが、台地の周縁部に知られている。弥生期については発掘調査がされたことがなく、表面採集調査によっている。しかし古墳時代になると北縁の虚空蔵山麓に新屋古墳群がありもとは大字上野字鴻呂館及び矢花地籍にかけて20数基があったという。いまは鴻呂館地籍に3基残り、矢花地籍には矢花の七つ塚と呼んでいるうちの3基だけが残存している。また塚田地籍である上田市立第五中学校の敷地内にある「カンカン塚」は小規模ながら横穴式石室を残存している。そのほか周知の遺跡は北部では矢花遺跡が神川右岸にあり、矢花七つ塚はこの遺跡の中央にありその周囲広範囲に亘って弥生後期の箱清水式土器の破片と土師器及び須恵器の後晩期に属するものが出



第2図 遺跡周辺の地形



第3図 国府推定地付近の地名

土している。また南端には社宮寺遺跡があり土師器、須恵器などの後期にあたる坏、かめの破片が出土している。西縁では、英遺跡がある。染屋聚落の南部区域の畑と宅地内であり、石鍬や土師器、須恵器の破片が出土している。

今回発掘調査した地点は染屋台の中央部であるがいままでの調査では東の手地籍からは土師器のうち後晩期にあたる破片が採集されており、西の手地籍では弥生土器の後期に比定されるものと、土師器と須恵器の中期と後期の両期に属する遺物の出土がある。この両地籍はともに広範囲にしかも数多く採集されることから一連の遺跡であることを推察できる。

染屋台下段の段丘面は信濃国分寺が建立されたところである。国分寺創置時の信濃国府の所在地としていくつかの地点が推定されたが、一志茂樹氏によって、染屋台地がその有力推定地となったのは、これらの遺跡も有力な条件とされている。また国分寺との距離及び広さ、そして条里的遺構とそれにとまなう旧地字名、微地形、用水堰のかかわりなども考証の有力な条件となっている。しかし条里的遺構は何時代のものか今のところ不詳である。

### 第3節 国府推定地付近の地名 (第3図)

国府跡と推定されている「方6町」の区画は、一志博士が長年月にわたってあらゆる角度から推定された区画である。この方6町については、方8町という説もあり今後の発掘調査に待ちたい。

この方6町の区画の中央の東西線は現在拡張整備されて農免道路と呼び、かつては上田道と云われ、野竹部落より上田市街に通ずる大切な生活道路であった。東限の南北線は笹井・伊勢山道と言ひ、この道路に沿って、後世の町・後の町・長田・神台町等国府に関係深い地名が多く、あるいは国府の中心部かと思わせる。また中央の南北線は以前は馬も通れる農道であったと伝えられるが、この南北線に沿って、辻の町・中の町があり、道に関する地名も多く、国府域の中心部を思わせる。また石の町には本年8本の柱穴状ピットが発掘されている。

1 近隣の村々の内、伊勢山(大字上野)には都風の地名が多い(後述)。長島(大字住吉)には「甲の町」があり、大字古里の染屋にある「まや尻」は東山道から分岐して国府に至る間にあった「駅」であり、「長田口」は「序田」の入口の意であろう。笹井には「神の岳」があり、国府域の南限をなしている笹井・染屋堰は堰幅も広く、水深も深く刻まれている。また中央線の南に接する「皇天町」は国府の手、即ち入口を意味する地名と思われ、大字名の「古里」と共に時代の古さを物語っている。

#### 野竹村の地名

この表は、野竹公民館所蔵の次の3史料に依った。

- (1) 本貫田方番付帳(明治三年)

(2) 田畑名寄取調帳（明治六年）

(3) 御検見毛付帳（慶応二年）

地名は(1)を其のまま記した。中に(3)によって(1)と異った地名は（ ）内に入れた。

地番は(2)を記入した。(1)の調査後(2)に改正されたので、長数は(1)と(2)は同数であった。但し各地番毎に合計も記入した。

坪数は(1)を使用した。傾斜度を見るために、（ ）内に1長の平均坪数を記入した。1長の平均坪数が多いほど傾斜度はゆるくなる。(以上の調査後も「長抜き」(おさぬき)が戦前まで盛んに行われているので、現状では長の数はかなり少なくなっていると思われる。)

次に参考までに、各村に所蔵されている史料、主に「承応四年」(1655)及びそれ以後の貫高帳所載の同一と思われる地名を記した。

### 国府に關係ありと思われる地名

#### (1) 国府・庁に関する地名

過上町 (No.11)・後の神 (No.45)・郷源田 (No.32)・後世町 (No.43)・神台町 (No.47)・郷四郎 (No.50)・甲の町 (長島)・皇天町 (笹井)・神の岳 (笹井)・長田 (No.46)・長田口 (染屋)・古里 (大字名)

#### (2) 交通に関する地名

道の町 (No.31)・道町郷 (No.29)・新道次 (No.22・No.28)・下道田 (No.23)・まや尻 (染屋) すぐち田 (伊勢山・長島)・うとう坂 (おとめ坂)(新屋)・大道下 (金剛寺)

#### (3) 位置・方位を示す地名

辻の町 (No.27)・中の町 (No.18)・北の町 (No.48)・西の町 (No.39)・内村町 (No.38)・志々の町 (No.9)・四方町 (No.4)

#### (4) 都風の地名

大和町・大夫町・番匠町・笠縫町・道場町・惣膳町 (惣清町)・はりま町・(以上伊勢山)形部田 (岩門)

#### (5) その他

板屋町 (No.26)・石の町 (No.20)・国分町 (長島)・乞食 (馬場、婆々) (長島)・西大門 (新屋の足島神社の西大門ならん)・種の沢 (烽か)・きつね山 (虚空蔵山の麓に)

#### 野竹村の地名

史料	明治3年 本貫田方番付帳	明治6年 田畑名寄帳	明治3年 同6年	明治3年	明治以前の史料	
					No.	地名
1	(柳町) 福屋町	21~23	( ) 19 ) 35 16 )	2,730 ( 78.00)	(1)ふくへ町	
2	油田	24~25	30 ) 56 26 )	2,723 ( 48.62)		
3	種平	26~28	32 ) 61 10 ) 19 )	2,651 ( 43.45)		



史料	明治3年 本貫田方番付帳	明治6年 田畑名寄帳	明治3年 同 6年	明治3年	明治以前の史料
	No.	地名	地番	罫長数 坪数 (坪)	(1)承応四年 } 貫高帳所載 (2)承応以後 }
4	与保町 (四方町)	29~31	9 4 23 ) 36 (屋敷)	2,857 ( 79.36)	明治2年 御検見毛付帳ニハ四方町
5	長五郎町	32~36	11 15 ) 26	1,731	
6	家内喜町	37~39	22 (屋敷)	1,596	
7	塩梅町	40~42	22 33 ) 55 ( )	2,967	
8	(西の手) 養子町	43~45	30 30 ) 60 ( )	3,151	
9	志の町	46~48	13 9 23 ) 45	2,719 ( 60.42)	(1)志の町、志の町 柳町御検見毛付帳に
10	(柳町) 九反田	49~51	22 25 19 ) 66	2,668 ( 40.42)	
11	過上町	52~53	22 25 ) 47	2,656 ( 56.51)	読み不明(1)ごのかみ町 (45)の後ノ神参照
12	喜藤治	54~56	23 17 17 ) 57	3,189 ( 55.94)	
13	喜四郎	57~58	30 26 ) 56	2,627 ( 46.91)	
14	南善次町	59~62	12 13 13 14 ) 52	2,806 ( 53.96)	
15	源太郎	63~65	32 13 15 ) 60	2,645 ( 44.08)	
16	北善次町	66~69	29 27 ) 56	2,751 ( 49.12)	
17	横割り	70~71	29 27 ) 56	3,110 ( 55.53)	(1)横割・南横割(伊勢山)
18	中之町	72~73	23 27 ) 50	2,789 ( 55.78)	
19	三本町	74~76	23 15 11 ) 49	2,402 ( 49.02)	
20	岩の町	77~78	28 31 ) 59	2,765 ( 46.71)	石を(こく)とも読む
21	甚三郎	79~80	31 31 ) 62	3,033 ( 48.91)	
22	新道次	81~82	23 10 ) 33	1,339 ( 40.57)	(1)志んたうち町 (2)志んとうち
23	(東の手) 下道田	83~84	10 12 ) 22	1,887 ( 85.79)	
24	水口町	85	15	1,235	
25	反過免	86~89	11 10 ( ) ) 21	3,042	明治三年番付帳のみ円過免で他は九反田とある。(端午の節句の免か)
26	(九反田) 板屋町	90~91	20 18 ) 38	2,938 ( 77.31)	(1)いたや町、えたや町 古代の建築材
27	辻の町	92~94	24 31 ) 55	2,503 ( 45.54)	(1)つちの町 (2)辻の町
28	新道次	95~96	25 16 ) 41	2,705 ( 65.97)	(2)と同名

史料	明治3年 本貫田方番付帳	明治6年 田畑名寄帳	明治3年 明治6年	明治3年	明治以前の史料	
	No.	地名	地番	長数 坪数 (坪)	(1)承応四年 } 貫高帳所載 (2)承応以後 }	
	29	道町郷	97~99	28 8 13 ) 49 3,214 ( 65.59)	読みかた不明	
	30	横通り	100~101	29 28 ) 57 3,014 ( 52.87)	(1)よことり町 (2)よことり(たう)のうしろ町	
	31	道ノ町	102~105	21 25 ) 46 2,465 ( 53.58)	(1)どう町、どうのうしろ町 とうかみ町、たう町	
	32	郷源田	106~109	8 9 24 ) 41 2,774 ( 67.65)	(1)こうけん田 現在権現と呼ぶ	
	33	甚五郎	110~111	28 22 ) 50 3,191 ( 63.82)		
	34	布の弥五郎	112~115	30 17 10 ) 57 2,879 ( 50.50)	(1)ののや五郎	
	35	弥六町	116~118	14 21 ) 35 2,908 ( 83.08)		
	36	六反田	119	24	1,606	
	37	角田	120~121	(8) (20) 28	1,538	すみ田、かく田ともいう。 片すみにある水田で方格をなさず。
	38	内村町	122~126	19 11 13 ) 43 2,955 ( 68.72)		
	39	西の町	127~131	17 7 8 ) 32 2,529 ( 73.03)		
	40	惣世町 (滑)	132~134	16 16 ) 32 2,874 ( 89.81)	(1)そうぜん町 惣膳町(岩門)	
	41	明ふ町	135~136	23 13 ) 36 3,331 ( 92.52)		
	42	手なし	137~141	7 9 9 5 ) 30 2,343 ( 78.1 )		
	43	後世町	142~145	27 8 18 ) 53 3,038 ( 57.32)	(1)ごぜの町 (2)乞ふせ町	
	44	(竹代) 柳町	146~149	31 23 ) 54 2,954 ( 54.70)		
	45	後ノ神	150~153	( ) 11 18 ) 29 3,116	(1)このかみ町 岩(うしろの町) (2)五ノ神 門(平後町 後の町)	
	46	長田	154~155	16 17 ) 33 3,038 ( 92.05)	(1)ちやう田(染屋) (長田 (2)丁田、丁町 (長田口)	
	47	神台町	156~159	16 12 10 ) 38 2,947 ( 77.55)	(1)かみたい町(現在も) (1)上大町 (1)こうしろ町(神代か)	
	48	北の町	160~165	11 18 ) 29 1,967 (667.82)		
	49	角田	166~167	16 18 ) 34 2,472 ( 72.70)	No.37参照	
	50	郷四郎	171~173	1 9 14 ) 24 2,103 ( 88.75)	(2)郷四郎 (1)かうしろ町(神代町)	
					以上	

## 第3章 検出遺構

### 第1節 溝状遺構

溝状遺構には東之手地籍C地区において検出されたS D01と西之手地籍B地区のSD02がある。このうち、S D02は西之手A地区まで続いていることが確認された。以下それぞれの遺構について簡単にのべておきたい。

#### (1) 第1号溝状遺構S D01 (第4図)

東之手C地区の北縁部、北北東から南南西方向にはしる溝状遺構である。溝の深さは、始まりの北東部で遺構検出面から10cm、中央部で12cmを計り、さらに調査区を東西に横切る畦の南側では約15～18cmとなり、最深部では20cmとなる。したがって、北東方から南西流したものと思われる。また、S D01のはじまりとみられる部分では、約20cmという比較的小規模の溝であるが、未確認部分から南側では約50cm幅となり、南半部ではほぼ60cmとなる。しかし、南西端ではこの幅もやや狭くなってそこで終わっている。溝の中半部では支流とみられる溝も確認でき、この部分が1.1mの最大幅をもち、いかにも自然流らしい屈曲を呈している。

遺物としては、溝の最大幅周辺から数点の土師質土器、陶器類がみられるし、畦下のB-24-40グリットで土師質内耳土器片、土師器片が検出された。また、南西端のB24-20グリットからは、播鉢片、陶器片、土師質土器片が少量みられる。これらの遺物は、第1層表土下部から第2層溶脱層下部（あるいは第3層直上）までの層位中に包含されたもので、溝が埋没した後のものとみられる。したがって、溝が形成されたのはそれ以前とみることができる。

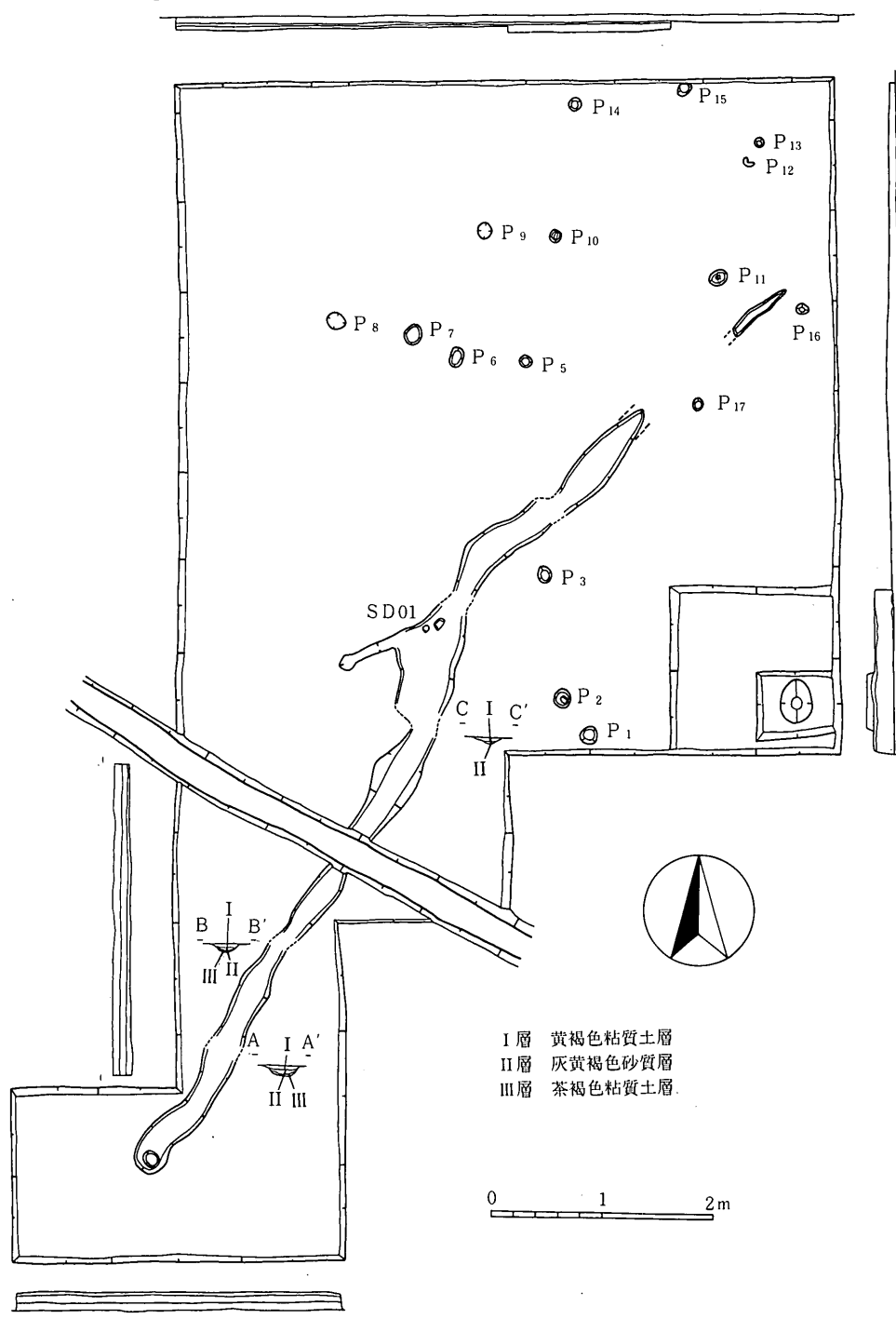
また、この自然流とみられるS D01の北東隅に、いくつかの柱穴状ピットが検出された。ピット群とS D01遺構とは、同時期のものであるのか、また別時期の構築であったのか不明である。

#### (2) 第2号溝状遺構S D02 (第5図)

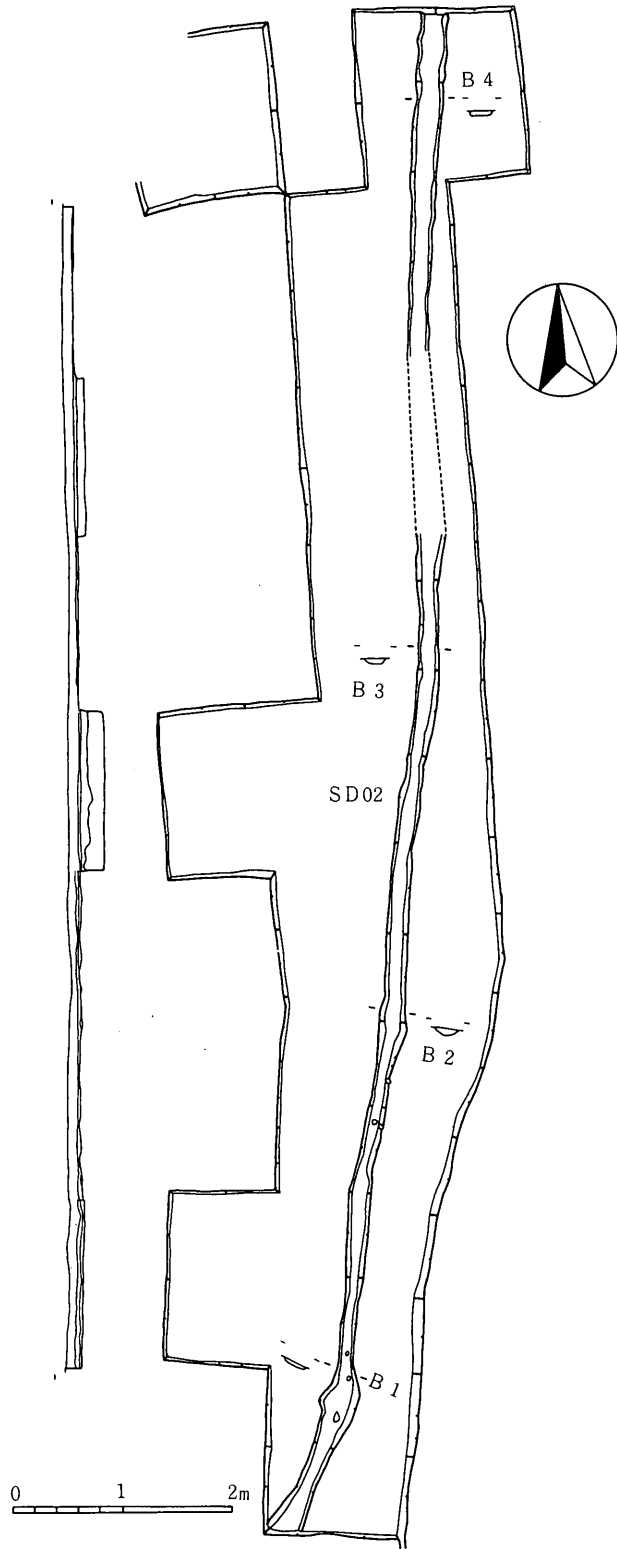
B地区に検出された遺構で、西之手地籍と東之手地籍をわける土手の西側を、土手とほぼ平行に北から南にはしる溝である。

溝はB地区の北隅からはじまり、幅約50cmで南方にいくに従い40cmぐらいになる。深さは約10cmで、A地区B23-65グリットまで続き、方向を西にかえている。両端ともさらに継続しているが、今回の調査では確認できなかった。また、S D02周辺から検出される遺物には、陶器、磁器、土質土器片があるが、いずれもわずかである。

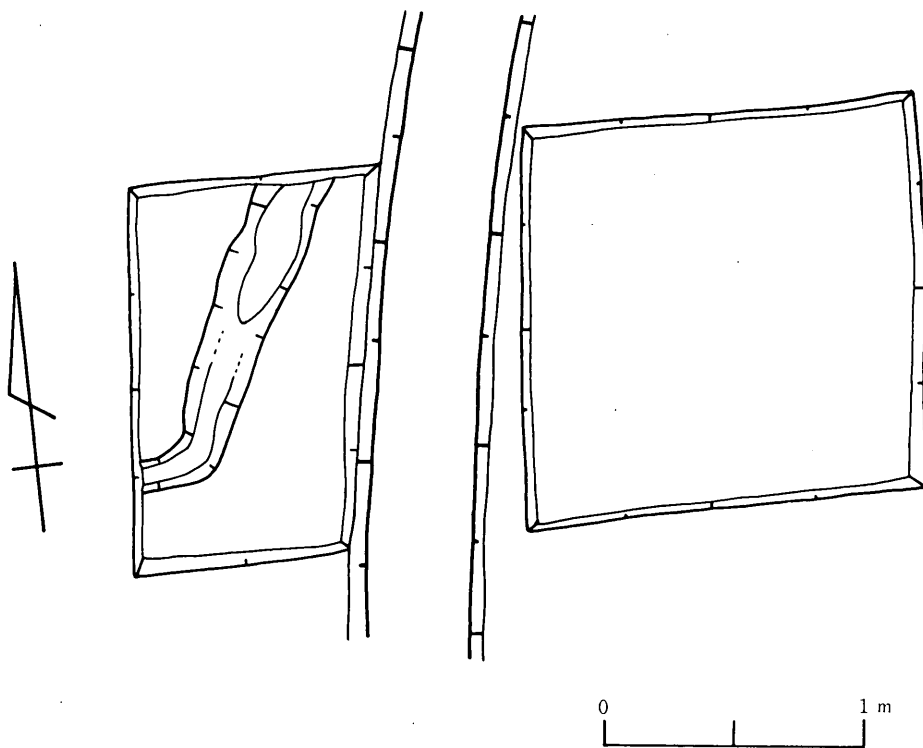
これらの溝遺構は、当初神科台に広がる条里的遺構との関連も考え調査区域を拡張したが、そ



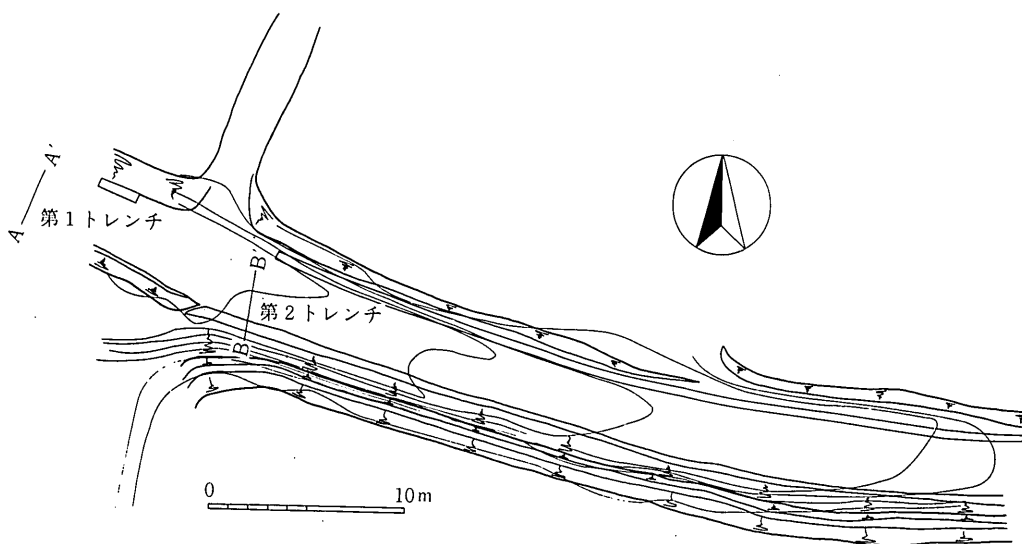
第4図 C地区 SD-01及び柱穴状遺構実測図



第5图 B地区 SD-02实测图



第6図 A地区 SD-02実測図



第7図 D地区の地形

の規模からみて現時点では、直接関係した遺構とみることはできなかった。今後の調査にまちた  
い。

## 第2節 柱穴状遺構

東之手地籍C地区の東北隅部を中心にいくつかのピットが確認された。各ピット相互の関係やその規模からみて、掘立柱建物跡に伴う遺構と断定するにはやや問題があると思われるので、ここではとりあえず柱穴状遺構とした。

柱穴状遺構は16箇所にわたって確認されたが、大半が径20～30cm、深さ10～15cmの円形ピットで、わずかに隋円形ピットもみられる。このうち内部に河原石を含むピットも3箇所ほどみられた。この中にはピット構築時よりむしろその後に入混したと思われるピットもある。なお、これらのピットはおよそ2群に分けることが可能かと思われる。すなわち、ピット1～3とピット4～16であるが、このうち明確に掘立柱建物のプランの配列となるものはないように思われた。しかし、しいてあげればピット4・5・10・14・13・11の長方形建物を想定することができようか。

ところで、本遺構と溝状遺構S D01との関連であるが、前節でふれたように今回の調査では不明といわざるを得ない。また、周辺から検出された遺物からみて、おおざっぱには中世以降近世にまでさがる時期の遺構と推定することができるが、詳細については今後に残されたのである。

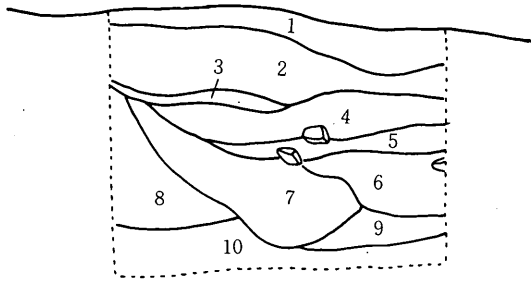
## 第3節 層 位

今回の調査においては、溝1の検出されたC地点のセクションと、C地点北側の道路中に、土層観察と、範囲確認のために設定した第1～第4トレンチのセクションを中心に、土層の観察を行なった。以下、それぞれに記述を加えたい。

### C地点セクション（第8図）

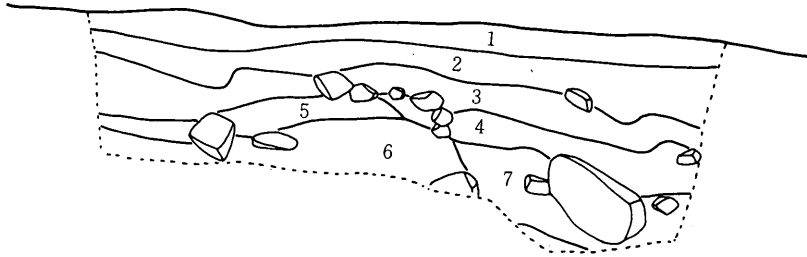
C地点の調査においては、発掘区域内の壁のセクションをすべて観察したが、主なものは、北側セクション、東側セクション、西側セクションである。C地点からは、溝1が検出されている。表土から、溝1の検出面までの深さは約30cmであり、土層の観察も、その範囲を中心においてなされた。C地点においては、土層は、ほとんどが3層に分けられた。そのうち、I層は表土層、II層は黄褐色粘質土層、III層は灰褐色粘質土層と区分される。この層位はC地点北側セクションにおいては、I層が約20cm、II層が約4～5cmである。C地点東側セクションでは、I層が約20cmと北側セクションとほぼ同一であるのに対し、II層はほとんど検出できず、一部に2cmほどみられるのみである。東側セクションでは、観察のために、一部を80cmまで掘りこんでいる。その深さで、層は、5層にまで区分される。III層は、厚さが約30cm、IV層は、茶褐色粘質土層で厚さ

第1トレンチ 西側セクション



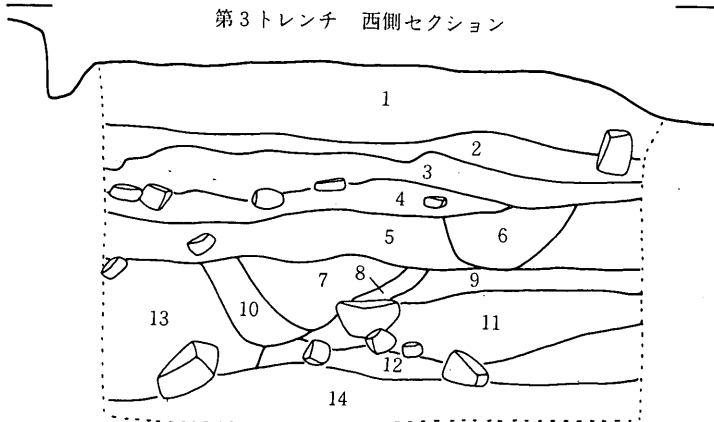
- 1 表土
- 2 黄褐色粘質土層
- 3 黄褐色粘土層(含礫)
- 4 青灰色粘土層
- 5 暗灰色砂質層
- 6 暗褐色砂質層
- 7 灰綠色粘質土層
- 8 茶褐色粘質土層
- 9 暗綠色フシヨク土層
- 10 褐色粘質土層

第2トレンチ 西側セクション



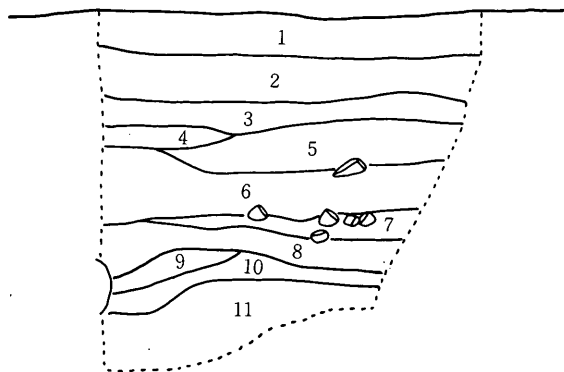
- 1 表土
- 2 黄灰白色粘質土層
- 3 灰褐色粘質土層
- 4 茶褐色粘質土層
- 5 黄褐色粘質土層
- 6 黄褐色砂レキ層
- 7 緑褐色砂レキ層

第3トレンチ 西側セクション



- 1 表土
- 2 茶褐色粘質土層
- 3 黄褐色粘質土層
- 4 黄褐色砂質層
- 5 暗褐色砂レキ層(含礫)
- 6 暗褐色砂質層
- 7 緑褐色粘質土層
- 8 明褐色砂質層
- 9 黄褐色砂レキ層(含礫)
- 10 緑褐色砂レキ層(含礫)
- 11 茶褐色砂レキ層(含礫)
- 12 褐色砂レキ層
- 13 緑褐色砂レキ層
- 14 明黄褐色砂レキ層

第4トレンチ 西側セクション



- 1 表土
- 2 茶灰色粘質土層
- 3 黄茶褐色粘質土層
- 4 黄褐色粘質土層
- 5 灰褐色粘質土層
- 6 暗灰褐色粘質土層
- 7 暗灰褐色砂質層(含礫)
- 8 明茶褐色砂質層
- 9 茶褐色砂質層
- 10 赤茶褐色粘質土層
- 11 灰茶色砂質層(含礫)

第8図 D地区トレンチ断面図



が約10cm、V層は、茶褐色砂質層となっている。

C地点西側セクションにおいては、I層は約10cm、II層が約10cmと、I層が、北側セクションの約半であるのに対し、II層が厚くなっているのが観察される。

これらの観察から、C地点セクションにおいては、II層の黄褐色粘質土が、西側セクションでは、約10cmの厚さで検出されるのに対し、東へいくにつれて、除々にうすくなり、東側セクションにおいては、II層は、ほとんど観察できないことが特徴としてあげられる。III層・IV層・V層については、検出された区域に限られるため、くわしい観察は、今後期待した。

### 第1～4トレンチ

第1～4トレンチは、C地区北側に設定され、各々の大きさは、約2×2mである。深さは約1.5mであるが、第2トレンチのみ0.8mである。設定位置は、第1トレンチが、C地点北西約10m、第2トレンチが、第1トレンチより東へ約10m、第3トレンチが、第2トレンチより東へ約35m、第4トレンチが、第3トレンチより北側へ約1.5mの位置である。

#### 第1トレンチ、西側セクション（第8図）

10層に区分された。2層の黄褐色粘質土層は、C地点北側セクションにみられる2層と同一の層と考えられるが、これが、約30cmと厚い。C地点の観察でもII層が西へいくほど厚くなることが観察されたが、このトレンチの観察からも、うらづけられよう。

5層・6層は砂質で礫を含む、7層の緑色粘質土層が、8層を切りこみ、9層にはヘドロ状の暗緑色腐植土層がみられる。何らかの要因で7層にあたる位置に水流があり、9層にヘドロ状の堆積物を残したものととも考えられる。

#### 第2トレンチ、西側セクション（第8図）

7層に区分された。3層までは粘質土層であるが、以下は砂質層となる。3層以下に礫が多く出土しており、7層では、大きな石がはいりこんでいるのがみられる。7層は緑褐色の砂礫層であり、ややヘドロ状である。第1トレンチの7層・9層との関連も、考えられるであろう。

#### 第3トレンチ、西側セクション（第8図）

14層に区分された。3層からガラス片の出土がみられ、1層～3層の堆積は新しいものと考えられる。4層上部から、礫の出土がみられ、以下5層・9～14層にかけて、大小の礫の出土がみられる。5層の暗褐色砂礫層を、6層の暗褐色砂質層が切りこんでいる。また、9層以下の砂礫層を切りこむ形で7層がはいりこむが、7層も、第1トレンチの9層、第2トレンチの7層と同様に緑褐色をおび、水流によるヘドロ堆積的なものの存在の可能性も考えられる。

#### 第4トレンチ、西側セクション（第8図）

11層V区分された。5層下部から礫がみられ、7層では、礫が多く検出される。第4トレンチは畑地に設定したため、他のトレンチに比べて約1 mほど表土が高い。このトレンチには、他のトレンチにみられるような、緑色もしくは緑褐色の土層はみられず、他の土層を大きく切りこむ層も検出されなかった。このトレンチにみられた層位は、ほとんどが、自然堆積によるものと考えてさしつかえないであろう。

第1～4トレンチの観察においては、第4トレンチをのぞいて、緑色、もしくは緑褐色を呈する砂質層が検出された。また、砂質層・砂礫層も検出され、各グリッドに礫のまざりがみられる。何らかの水流があり、それによる堆積の可能性はあるが、自然地形による流れである可能性もつよく、人為的なものであるとは確証できなかった。今後の調査・検討をまちたい。

## 第4章 出土遺物

今回の調査で検出された遺物は、大別して土師器、土師質土器、陶器、磁器あるいは炭化木片などに分類できる。これらの資料は総点数で30点弱と第1次調査に比べて意外に少なく、しかも小破片が多く器形を知ることでできるものはほんのわずかであった。

今次の調査では、調査区を便宜的にA～E地区に分けたが、発掘調査の主体となったB・C・D地区に遺物が検出され、調査面積の少なかったA・E地区からの出土はなかったのである。なお、検出された遺物の包含層は、第1層下部から第3層直上までの範囲であることが確認された。

以下、検出された遺物を地区別に簡単にふれてみたい。

### 第1節 B地区出土の遺物

溝状遺構S D02の周辺から検出した遺物であるが、土師質土器、陶器、磁器がみられる。

B24-15グリットから出土した土師質土器は皿と内耳鍋がみられる。皿は小破片であるが、器形が推定できる資料である。形状は底部からの立上りが、ゆるやかに内彎するカーブをえがきながら外反するタイプで、当地方に検出される一般的な形状といえる。器面は全体にザラザラとした感じで、底部に糸切痕をわずかに観察することができる。色調は明褐色を呈す。内耳鍋は中世の遺跡・遺構に見いだされる資料として知られるが、本資料は小破片のためその形状を推定できない。器壁外面に煤が付着し黒褐色を呈すが、内面は茶褐色である。また、このグリットからは灰褐色をした甕とみられるやや厚手の陶器片も検出されている。おそらく中世陶器かと思われる資料である。

B24-36グリットからも土師質土器内耳鍋片と美濃系陶器片とみられる資料が検出された。前者は胴部の小片とみられるもので、茶褐色を呈している。後者の陶器も小片のため器形が不明であるが、おそらく茶碗とみられる。淡黄色を呈した黄瀬戸風陶器で、近世に属す資料であろうか。

この他周辺のB24-37グリットから、磁器の皿高台部片が出土しているが、これも近世磁器とみられる。

### 第2節 C地区出土の遺物

今次の調査ではこの東之手C地区が最も広い面積を精査した場所で、溝状遺構S D01と柱穴状遺構が確認されている。検出された遺物もこの地区が多く、土師器、土師質土器、陶器がある。

これらの資料は調査区の西側に偏して出土することが観察できた。しかし、各遺構との関連につ

いては明確にされなかったといえる。

土師器はC24-31、C24-51およびB24-20、B24-80グリットから確認された。土師器坏底部と甕の一部とみられる小破片で、器形の全容は不明である。土師質土器はB24-19、B24-20、B24-50、C24-3、C24-31、C24-41、C24-43の各グリットからわずかずつ検出されており、遺物の種類ではこれが一番多い。いずれも皿と内耳鍋の破片である。皿の中には全体の器形がわかるものもわずかにあるが、内耳鍋は胴部および口縁部片とみられる小破片のみで形状が把握できない。

B24-20グリットのSD01遺構付近に検出された播鉢は、瓦質のやや粗雑な製品である。内面に11条の沈線を単位とする粗い縦の溝が観察でき、色調は内外面とも暗灰色を呈す。中世山城から発見されるこの種の資料とは、若干の異なりをみせ、あるいは近世の播鉢とみた方が妥当かと思われる。また、陶器資料の中には、C24-61グリットから検出された大形甕の胴部とみられる、暗褐色を呈した厚手の破片もある。さらにB24-50グリットからは、B地区で検出されたと同様な淡黄色を呈した黄瀬戸風陶器の皿高台部が出土している。本資料は内面底部に発色のあまりよくない藍色で何らかの図柄を描いている。おそらく近世の陶器であろう。

### 第3節 D地区出土の遺物

C地区の北側に東西にはしる農道があり、この部分は凹状の地形を呈している。今回の調査ではこの農道部分をD地区として、とくに断面の地層観察を主眼とした発掘を実施した。調査区域の制約があったため、C地区から続く土手部分の追求ができなかったのは残念であった。しかし、道路部分に南北方向に4つのトレンチをあけることができ、古い水路跡とみられる断面などが確認されたことは大きな成果である。なお、この4つのトレンチは西側から第1～第4トレンチと名づけた。

D地区から出土した遺物は意外に少なく、第1トレンチ地下約1m部分から炭化木片と第3トレンチ地下105cmからの青磁片のみであった。木片は焼けた柱状の細片ともみられるが詳細は不明である。また、碗器形と思われる青磁片は、灰色の胎土の内外面に上釉を施したもので、比較的薄手に仕上げられている。この種の資料は中世城館跡として知られる塩田城跡の遺物中にも多くみられるのである。

以上、各地区から検出された遺物について簡単にふれたが、各遺構内に直接包含される遺物が不明のため前述したように溝状遺構や柱穴状遺構との関連で扱えられるものではなかった。とくにB・C地区の遺物包含層は、各遺構より概して上面である。したがって、それぞれの遺構の時期を検出遺物の年代と同一に考えることはできない。

しかし、今次の調査で確認された遺物を見るかぎり、わずかの資料を除いてその大半は中世か

ら近世に属す資料といえよう。各遺構についても、これら遺物と異った層位が観察されたものの、大幅に時代ののぼる遺構とは考えられず、おおざっぱには中世以降に比定されるものではないかと思われる。少くとも今調査の目的とする国府跡に関する遺構・遺物としては、残念ながら把握することができなかったといえる。今後の調査に期待がかけられたのである。

## 第5章 石の町地区の調査

### 1 調査の経過

上田市神科台地のほぼ中央を東西に通ずる浅間山麓広域農道のうち、東端にある野竹トンネル西方約200mで道路の南側に東洋金属株式会社の工場がある。この工場の西側を広域農道から分岐して南進する農道があり、約80m進んだ東側一帯が、石の町区域のうち今回立会い調査を実施した水田である。南北に通ずる農道の東側にある4枚の水田で、西方から第一段目で上田市古里字西の手114番地の17(264㎡)、第二段は同番地18で(258㎡)第三段は同番地19で(301㎡)第四段は同じく114番地の1(538㎡)である。この4枚の水田を上田市住吉271の株式会社新環境(代表取締役樋口勇一氏)が宅地分譲地とするため整地をすることになったことから整地工事に先立って立会い調査をした。

樋口氏は早急に整地工事をし売却したい予定で工事計画をたてられたが、国府跡推定地の範囲内にあることを知り、立会い調査方を上田市教育委員会に求めてきた。市教委は樋口氏の文化財愛護とまた国府跡確認調査に対する深いご理解などに敬意を表するとともに、整地工事以前に試掘の形で立会い調査ができるよう協力を求めたところ、ご了解が得られ今回の調査となったのである。

昭和58年7月14日、上田市教育委員会事務局の金井係長・倉沢主事と教委からの通知を受けた五十嵐幹雄と川上貞雄が現地へ集合し樋口氏から計画と予定についてお話をきいた結果、早急に試掘する状況から早速そのための手配を依頼をした。前述した入口道路では水道管埋没のために発掘用の重機が到着していたのを使って試掘を開始したのである。後述する如く、一部柱穴跡と考えられる遺構を知り得たので、15日に引続き調査を実施した。

当日は遠藤憲三、滝沢泰男、小池雅夫、川上元氏のほか市教委小林課長の参加を得た。調査の結果、住居址一基を知ることができたので引続き調査の予定であったが、大量の降雨と周囲の水田からの流水により、調査を一時延期した。以後の調査経過はつぎの通りである。

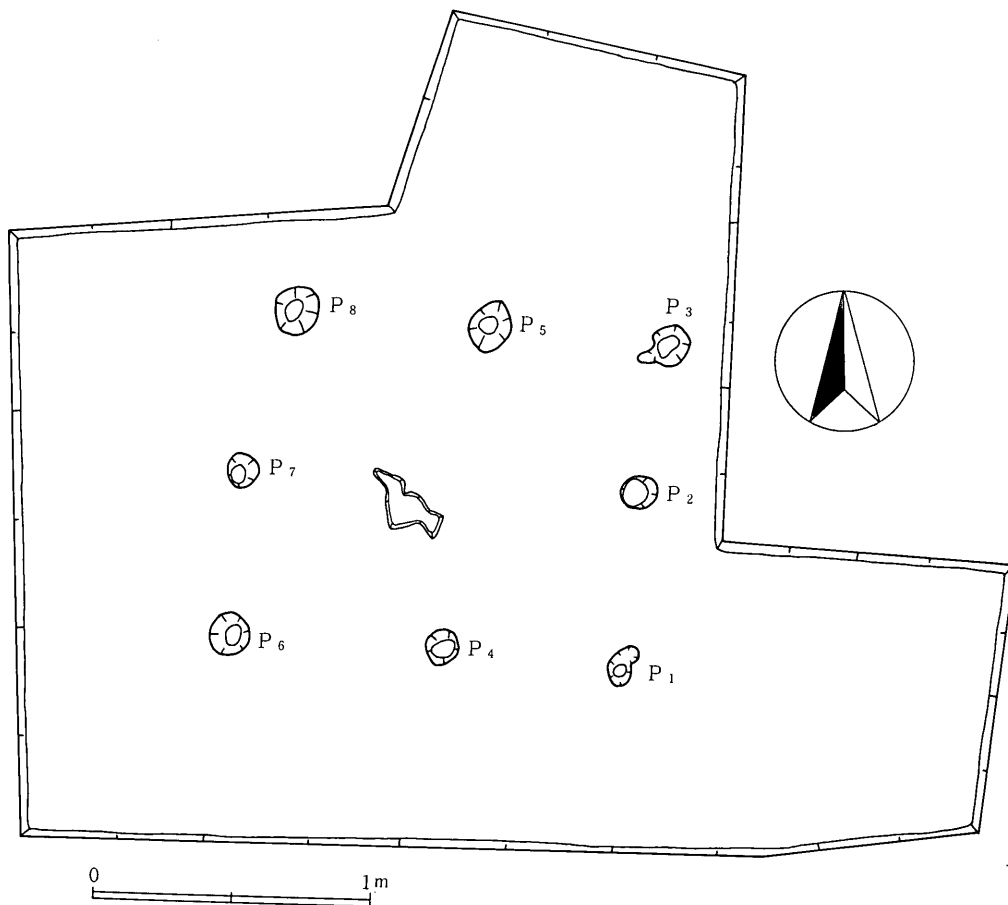
8月6日～7日 新環境の配慮により排水作業を実施。

8月8日 新環境によりグリット内の清掃と柱穴掘り作業をする。

8月9日 国立奈良文化財研究所山中敏文先生(信濃国府跡確認調査会顧問)が来田し、指導を受ける。

8月12日 実測調査をし立合調査完了する。

対象となった4枚の水田のうち一番西側の水田は、もっとも底位置のため湿地となっていたので除外し、第2枚目の水田から上段の水田に方2mのグリットを設定し、西から第1号～第3号



第9図 石の町地区遺構実測図

と呼称することにした。

発掘の結果第1号グリットから住居址の一部を認めたので拡張したが、第2号、3号グリットからは何ら知ることができなかった。4枚の水田は高さ約25cmの段差をもって東方へ漸次高くなっている。この地はもと東北方から西南方へゆるい傾斜面であったのを水田造成をし、現状の棚田状になったものである。

前述した如く今回の立合い調査は全く樋口氏の好意によるものである。企業体が営業の計画を最大限に変更し、さらに発掘には重機および作業員にまで御配慮を得たことにつき心より敬意を表するものである。時期が稲作に水を必要とする時のため、周囲の水田が満水となりその水が調査にも浸水し調査が十分にできなかったことは残念であった。

## 2 調査の所見

### 第1号グリット

柱穴跡8つある堀立柱をもつ住居址を知ることができた。柱穴跡はその中軸が西北方から東南方向へやや偏しており、各辺にそれぞれ3穴が並び計8穴がある。

これらの柱穴跡は、東南隅をNo.1とし以後南北列に順序づけNo.8までとする。なおNo.4穴の北側に不整形の凹部に木炭屑が集積することも注意された。

#### (1) 柱穴遺構（第9図）

pit 1 最初の発見であり、住居址を確認する端緒となった穴である。

上縁の径約41cmの円形で深さ約47cmである。内底面は径約10cmの円形である。上縁の北側に接して長径22cm、短径14cmの楕円形で深さ10cm内外の穴が付設されている。

pit 2 上縁の径約41cmの円形で深さ約47cmで内底面は径約30cmの円形であり、もっとも大形でととのった柱穴である。

pit 3 上縁の径約41cmのほぼ円形で深さ約20cmである。内底面は20cm×18cmの長方形である。上縁の西南隅に深さ11cmで10cm×18cmの方形な穴が付設している。

pit 4 上縁は長径39cm、短径35cmの砲弾形で深さ約21cmである。内底面は長径24cm、短径18cmの楕円形をしている。

pit 5 上縁の長径54cm、短径43cmの楕円形で深さ約32cmである。内底面は長径21cm、短径17cmの楕円形である。

pit 6 上縁の径約43cmのほぼ円形で深さは約24cmである。内底面は中央東よりにあり長径約20cm、短径約17cmの楕円形である。

pit 7 上縁の径約34cmの不整形円で深さは14cmと浅い。内底面は西壁に接し径約18cmのほぼ円形である。

pit 8 上縁の径約50cmのほぼ円形で深さ約23cmである。内底面は中央やや西よりにあり長径22cm、短径18cmの楕円形である。

#### (2) 柱穴の相互関係

別図の如く南北列の柱穴の心心距離に対し、東西列の柱穴の心心距離の方がおよそ20cm乃至40cmと長い。そのため両端の柱穴間の距離も東西列が50cm乃至60cm長くなっている。この住居址は東西方向に長辺をおく長方形の掘立柱建物址といえることができる。

#### (3) 木炭屑集積凹穴

長径は西北から東南方向にあり約1mである。南側壁はその中央部が三角状に張り出しているのに対し、北側壁はほぼ直となっている。張り出し部での最大幅約45cmで両端へ縮約している。深さは約5cmと浅い凹穴であり、内部一面に木炭屑が散在していた。

#### 第2・3号グリット

第2号グリットでは地山層に旧河床なのか、暗渠排水路がつくられたのか、粘土層の下層から人頭大の石が多量にあり遺構を知ることができなかった。

第3号グリットは粘土層に緑色粘土層が混入しており厚層であったことのちがいを認めたが、遺構は知り得なかった。



## 出土遺物

周辺地域から若干の土師器片を採集したが、遺構との関連で扱えられる資料ではなかった。また、小破片のため時期的にも不明であった。

## 3 地層の考察

神科台地は強粘土地帯として早くから知られ、明治初年からごく最近まで農閑期を利用して、土地所有者はその粘土を掘り出し、地元の製瓦業者をはじめ遠く埼玉県川口市の鋳物工場に至るまで広範囲に亘って売却していた。地元ではこれを「おさぬき」と呼び粘土売却による収入とともに、棚田状にある小さな水田の幾枚かが合して大きな水田となる造田工事ともなり土地所有者に多大な利益を与えたと云われている。

発掘した水田も地表下約20cm位から粘土層となっている。工事が予定されたため稲の作付をしなかったが、周囲の水田の水が入ったため湿地となり雑草が繁茂する荒撫地となった。そこを着工前の測量等のために踏まれたため、地表状態は混乱し、原姿を把握することが困難であった。

もともと滞水状態である粘土質土層を重機で発掘した故悪条件が重なりグリットの内部の精査がほとんど不可能の状態であった。

ここでは第1号グリットを発掘作業中の観察による地層の考察をしたい。

地表面是水田であったからほぼ水平面に近かったものと考えられるが、現状は前述の諸条件により混乱状態であった。第一層は13cm～15cmの耕作土層で黒色を呈している。第二層は2cm～3cmの褐色をした溶脱層である。第三層は上部より漸次粘質が強度となる粘土層でおよそ30cm内外で黒色小礫を混入する黒褐色土層の地山となり、この面から住居址の遺構を検出した。この地山層上は東北隅で地表下約42cmに対し西南隅では約46cmであり、東北方から西南方向にゆるい傾斜を知ることができる。

## 4 調査の結果

今回の調査は全く予知しないものであったが、樋口氏の配慮により掘立柱建物址1棟を検出することができた。これは今後の国府跡確認調査に貴重な資料を得たといえる。ただ検出された柱穴跡の規模からみて、直接国府に関連する建物跡とするにはやや問題があらうかと思うのである。むしろ新しい時期の遺構と推定されるが、さらに今後の周辺調査の結果を待つことにしたい。

## 第6章 国府の概要

### 1 用語の規定

国府や郡衙とは「大宝律令」によって定められた地方政治の役所であり、その定義には種々の解釈がされているが、創置の信濃国府跡推定地調査団（以下国府跡調査団と略称）では指導顧問である奈良国立文化財研究所の山中敏史氏の指導によりつぎのように規定した。

国府は国衙およびその周辺の官人たちの居住地や一般民家などを含んだ広がりであり、国衙は政庁およびその周囲の実務的役所即ち官衙とそれに直接関係のある諸建物などのある範囲とする。政庁は国衙のなかでもっとも重要な官庁などのある区域とする。

### 2 国府の成立

国府は国毎におかれた最初の官庁であり、その起源は大化の改新にあるといわれている。大化の改新とは日本国を漸次統一した大和朝廷が大化2年（646）にいわゆる大化の改新の詔を孝徳天皇が發布して統一国家として、日本の政治をはじめたものでありそれにはつぎの四つの点が大きくあげられている。

- (一) 旧来の子代、屯倉、部曲、田荘をやめ、かわりに大夫以上に食封、以下の官人百姓には布を賜う。
- (二) 京都、畿内、国司、郡司などの中央集権的な地方行政機構とそれを支える駅馬、伝馬などの制を整える。
- (三) 戸籍、計帳、班田収授の法を定める。
- (四) 旧来の賦役の制をやめ、田の調をはじめとする新しい税制を施行するというのである。

（笹山晴生『日本古代史講義』1978）

(二)に「国司」のことばがある如く、大化の改新の詔には「国司」の名称はあるが国府の言葉は使われていない。

その後壬申の乱などの皇室の政権争いを経過して697年に文武天皇に皇位を譲った持統天皇は上皇となって国政に関与し、大宝元年（701）に大宝律令を發布した。その後養老律令などが發布して古代日本国の政治組織が確立したのである。

しかし現在この二つの律令の全文は実存がなく、十卷三篇からできていた養老律令（うち二篇は欠落している）を注釈した清原夏野撰（天長10年833）『令義解』と惟宗直本撰（平安初期）『令集解』があり、それによって当時の組織を知ることができるのである。

これによる地方行政は一般に国、郡、里（郷）に編成され、国司、郡司、里長がおかれ、国司は

中央の官人が交替で赴任するのに対し郡司以下には国造など旧来の在地の首長層が任命された。また重要なところとして、都に京職、難波の津(大阪港)を管理する摂津職、九州地方の行政と辺防、外交事務のことにあたる太宰府などがおかれた。しかし国府と云う用語はいまだに使われていない。

元明天皇は和銅3年(710)に奈良に都城を造営して平城京とするとともに地方の官庁などの整備を進められた。その主なるものは東北地方の陸奥に多賀城をはじめ、城とか柵と呼ばれているものである。各国々に設けた役所を現在国府と言うが、国府、国衙、国庁と用語が文献に初見するのはつぎのようである。

「国府」については続日本紀につぎの項がある。

(一) 霊亀元年10月29日の条(715)

蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以来貢獻昆布、常採地也年時不闕、今 国府 郭下、相去道遠

(二) 天平11年6月22日の条(739)

縁停兵士 国府 兵庫点白丁作番令守之

「国衙」についても続日本紀につぎのようにある。

宝亀11年7月26日の条(780)

長官以下急向 国衙 応事集議令管警虞且行且奏。

「国庁」については類聚三代格のうち貞観18年6月19日(776)の太政官符につぎのようにある。件の法令は諸国格に依る各々 国庁 に於て講修す。

645年の大化の改新の詔、701年の大宝律令以後で奈良時代になってからということができる。したがって国府を大化の改新の詔と結びつけるのは、国々に国司を中心とする行政機関があり、その官庁的な施設があったと考え、それを国府又は国衙とするのは後世の研究によるものと考えられる。

### 3 信濃国国府の研究史

国府が上小地方にあったという古文献はない。信濃国府に関する初見は「和名抄」に所載するつぎの記事である。

信濃国府、在筑摩郡 行程上21日下20日

とある。これによって筑摩郡に信濃国府があったことは間違いない。しかしこの国府は創置のものであるか、他所から移転したものが問題視され諸先学によって種々論じられてきた。その結果は信濃国分寺と関連づけ、創置の信濃国府は上小地方にあったというのが定説となっている。国分寺と国府との関連について高階成章は信濃第II次10号(昭17)に「信濃国府考」の中でつぎのように述べられている。

(一) 最初から特例として二者(国分寺と国府)が相離れた地にそれぞれ創置した場合。

(二) 国分寺が筑摩から上小へ移転した場合。

(三) 国府が上小から筑摩へ移転した場合の三つの場合を仮設され、

(一)の場合は特例の内容によるのでその事情を説明する資料がない限りは考えられないし、又他国一般の例からしてまずあり得ないと思われる。

(二)の場合は国分寺が必要に応じて十数里移転するという様な事は容易に考えられぬばかりか、その場合は当然移転以前の寺址が存在する筈であるが、之が筑摩に発見されぬ限りこの論は不可能のことと云えよう。

(三)の場合がもっとも可能性が多く、国府が国内行政の事情に応じて又中央との連絡の必要に応じて、臨機応変にその機能を発現するため適当な地に移る性質を有することは昔も今も変りがなからう。

とされ、創置の信濃国府は上小地方にありその後筑摩に移転したというのである。

上小地方に国府が創置されたのは何時であるかは知ることができないが、小山真夫は、皇紀1300年代からおよそ200年間は国府が小県郡にありその後筑摩へ移たという。藤沢直枝は「少なくとも国分寺建立当時の奈良時代までは筑摩に非ずして、小県郡にあったのであろうと考えられる」といい、栗岩英治は「塩田平に国府がおかれたとしても、延喜式のできた頃は既に筑摩郡に移った」といわれている。一志茂樹の説については後述したい。

#### 4 全国国府調査研究史

山中敏史氏は戦前、戦後に大別してつぎのように研究史を述べられており、私共の調査団はこの説をとり入れている。

戦前の第一期を明治28年から昭和5年までとし、この時期は主として、地名考証などによるものとしている。第二期は昭和6年から昭和20年までとしている。このごろになると発掘調査がはじまった。しかしその方法は坪堀りや細いトレンチ、ボーリングなどであり、またその目的も建物の柱穴を探すことにありいまからみれば水準の低いものであった。さらにこの時期の特色は国府跡の歴史地理学的研究がさかんとなったことである。その例は関連地名がほとんど残っていない近江国府跡が、その地理的景観からの検討によって方八町と国府域が復元できたものがある。

戦後の発掘調査研究史については大きく三期に分けている。

第一期は昭和21年から35年までの間であり、条里などとの関連を重視した、歴史地理学的調査研究法が体系づけられた時期である。

第二期は昭和36年から42年までの間である。この時期は「高度経済成長政策」によって開発工事が盛んとなり、国府跡にもその波が押し寄せ、遺跡の本格的な発掘調査が開始され、国衙、政庁の構造が明らかになってきた発展の時期である。

第三期は昭和43年から今日に至るまでの時期である。さらに広がる開発の波におされ、国府跡推定地の緊急発掘調査件数が増加し、また長期計画にもとづく発掘調査なども行なはれ、政庁構

造や規模の判明した例が加わるとともに、国府のすべてについて研究が進められる段階となり、各地で発掘調査された結果から国府跡への理解が深まるとともに、未調査国府跡調査の為に大きな参考となり、国府跡研究のための方向が明らかになりつつある現状である。

## 5 創置の信濃国府跡について

さきにも述べた如く信濃国国府は、はじめ上小の地に設けられ、後に筑摩に移転されたというのが通説となっている。

上小地方に創置された国府がどこにあったのが問題になるが先学によってつぎのような研究がある。

小山真夫は国分寺の周辺にありことに西方の「堀内」と呼ばれるあたりが有力であるといつぎの諸点をあげている。

- ① 国分寺と密接な関係があること。
- ② 当地方の開発が早く人口密度が高いところ選ばれた。
- ③ 地名に政所、古府、西町、町屋などがある。
- ④ 近くに古墳が4基あり、そのうちの一基を国司塚と呼んでいる。
- ⑤ 国分寺西方赤塚地籍にはもと6基の古墳があったという。
- ⑥ 皇太神宮、八幡宮などがあり、もと総社的な役割を果している。

藤沢直枝も国分寺西方の堀ノ内のあたりを国府跡と推定している。

- ① 堀の内地籍は土地高燥で眺めがよい。
- ② 西方2町許の所に国司が礼拝した科野大宮社があり、総社的な性格がある。
- ③ 六所神社がある。六所明神は総社と関係の深い神社という。
- ④ 堀の内の東方に上町田、下町田、西町田、東町田という町地名が多い。
- ⑤ 東町田の東方に舞台があり、その近くに皇太神の社がある。
- ⑥ 堀ノ内南方に「古屋敷」があり、そこに「古家神社」がある。
- ⑦ 堀ノ内の東南方に万所（政所）がある。
- ⑧ 国府の入口の意と考えられる「踏入」という地名がある。

栗岩英治説

生島足島神社の近くで塩田平にあったという。

- ① 塩田の五加と小島に「八丁」という地名があり、方八町の名残りである。
- ② 浦里に「兵庫」がある。これは国府があったころの軍団の附属地である。
- ③ 東前山に「甲田」があり「こふだ」で「国府田」である。
- ④ 諏訪神関係の濃いところが多くあり、信濃国から分置された諏訪国との関係も深い。

## 6 神科台地の国府跡推定地

以上全国的な国府跡調査研究をふまえ、信濃国国府の調査研究の概要に述べてきたが以下、私どもが発掘調査している「神科台地の国府跡推定地」について述べたい。

この説をたてられたのは一志茂樹先生の永年に亘る研究からによるものであることは衆知のことである。そしてその経過については一志先生の「信濃国府の創置とその史的考察」に詳細に述べられているのでそれに譲り、ここではいくつかの点をあげることにした。

信濃国府が神科台地に設定されたのは、「いわゆる大化改新当時から天智天皇の年代にいたる約20年前後の間のこととみている。」そして「延暦10年前後ごろ、現在の松本市域に遷移されるに至っているので原初の国府の存置していた年間は140年前後に過ぎない短期間であったのである。」としてこれを決定づける調査方法として「微地形(史)微用水堰、小地名、地番界の在りかた、耕土の構成、考古学的究明等々をふまえ、さらに当代の氏族的、社会経済史的究明にまで掘りさげて研究したものである。」

としてその内容とするところを列挙するとつぎのようである。

- ① 風土的位置がよい。高燥で山河襟帯のすぐれた風光をもち、一国の都城にふさわしい環境に立地している。
- ② 歴史的に早く開発された地域である。原始的な信仰を物語る「しやぐじ」の地名や、虚空蔵山の南麓には十数基の古墳があり開発の早さを物語っている。
- ③ 交通の要地である。東行すれば佐久から西上州へ、西行すれば北信地方から越の国へ、北方は鳥居峠を経て北上州へ、また三才山峠、保福寺峠を経て筑摩へ、一方大門峠、和田峠を経て諏訪から伊那方面への如くである。
- ④ 大和朝廷の東北地方の統一政策途上の中間地に位置している。
- ⑤ 条里的遺構がある。この条里的遺構は国府跡を主軸として条里的に開田したものと考えられる。
- ⑥ 飲用水は国府跡北方の虚空蔵山寄りの番山中腹の湧水を集めて塩川原地籍で貯水し、浄化して国府へ流下している。
- ⑦ 生活用水は石神堰、新屋堰、笹井染屋堰、岩門堰、住吉堰等が使われていた。
- ⑧ 地名に「町」のつくのが多く、そして属人主義的に地名がつけるのが多い。また国府と国府域に直接結びつく地名、国衙街及び建物などに結びつく地名などが非常に多く、その位置もふさわしいことなどがあげられている。
- ⑨ 微地形的にみて諸庁舎跡の推定がある程度できる。

以上筆者の力不足から一志先生の意を十分に尽し得ないと思い、心からおわびし、御叱正、御教示をねがいながらまとめたものである。

さきに研究史の項でふれた地名考証、歴史地理的研究をはじめそのほか一切を含めての総合研

究であり一志先生の業績に対しては広く学界の認めるところとなっている。例えば京都大学名誉教授の藤岡謙二郎氏は「文献が皆無といわれる時代の地方史の空白をこうした方法で究明した点で大きな成果といえる。」といい、当時富山大学教授の木下良氏（現国学院大学教授）は「現地を見たことがあるが台地の上というのは場所が高すぎる気もする。がこの研究は発掘によらないで確認しているとは云え、綿密調査であり信頼できる研究といえる。こうした研究方法の確立のためにも今後は遺物の発見へと調査をぜひ発展してほしい。」との評価をしている。

このように結論づけられた神科台地の国府跡推定地の確認調査の発掘が昭和57年度から上田市教育委員会によってはじめられている。これらの経過については、上田市文化財調査報告書第21集、創置の信濃国府跡推定地第1次発掘調査概報である「東之手、西之手遺跡」（1983・3）の第1章を参照されたい。

## 後 記

本章は昭和58年秋に信濃国府跡推定地の発掘調査に参加した者が、今後の発掘調査のために学習会を開いた時の内容の一部をまとめたものである。この学習会には上田市文化財調査委員会委員長遠藤憲三氏、染屋台地条里的遺構調査委員であった滝沢泰男氏の御指導をいただくことができ、推定地説を確立された一志先生の御期待に沿う確認調査にしたい念願を強くしたことを記しておきたい。大方の御教示を切に御願いたい。

## 参 考 文 献

- 1 齊藤 忠 「日本古代遺跡の研究総説篇」 吉川弘文館（昭43）
- 2 山中敏史 「国府郡衙遺跡調査の歴史」 仏教芸術124（昭54）
- 3 木下 良 「国府遺跡研究のこれから」 史学雑誌82-12（昭48）
- 4 小山真夫 「信濃国府に就て」 信濃教育331（大正2）
- 5 高階成章 「信濃国府考」 信濃第II次10号（昭17）
- 6 栗岩英治 「信濃二千六百年史」 信毎（昭16）
- 7 藤沢直枝 「上田市史(上)」 上田市（昭15）
- 8 藤沢直枝 「信濃国分寺之研究」 吉川弘文館（昭6）

## 第7章 まとめ

序文、例言、経過の項などで述べられているように、本概報は「創置の信濃国府跡推定地」の発掘調査結果の概報であり、昭和57年度の第一次調査報告につづく、昭和58年に実施した第二次調査の報告である。

昭和57年度の発掘調査は国府域の南辺中央部にその地点を選定したのである。その結果を検討し、さらに奈良国立文化財研究所の山中敏史先生の御指導もいただき、昭和58年度には、国衙区域と推定される地域に重点をおいて発掘調査をした。しかしその中心地域の大部分が果樹園であることにつき、私どもの事前調査不足などから発掘調査を無理に御願ひするのは時期早尚と考えたことや、その他の事情により、結局国衙内の外縁部に当ると推定される水田地域に、発掘調査対象地点の主要部をおいて実施したものである。幸に関係地権者の方々の積極的なご理解、ご協力が得られ、予定した地点の発掘調査が期間内に終了することができた。

調査結果については、掘立柱穴や溝状遺構を知ることができたことは各項で述べた通りであるが、国府跡に関係あるものとしての遺構・遺物については知ることができなかった。これについては、地点の選定が不当であったか、発掘調査そのものが不十分であったかなど、私どもは謙虚に反省するものであるが、一方今後の発掘調査への貴重な発掘であったと考えるものである。広い地域の中で、その地下から目的とする遺構、遺物を得ることは容易でないが、過去の成果をふまえ、関係者の衆知を集め、将来への展望をもち、回を重ねてこそ、その目的が達せられるものと思う。

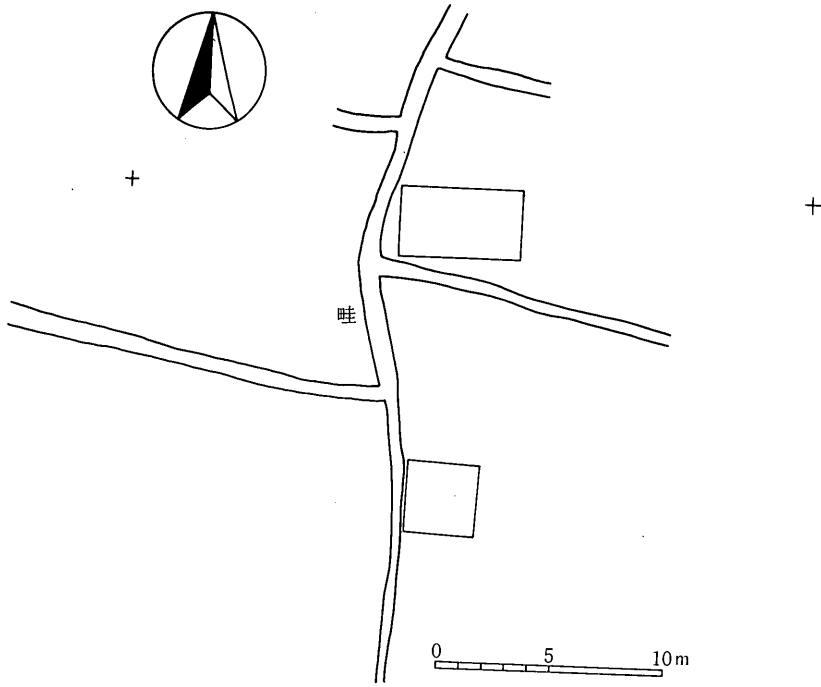
石の町地籍における立合調査は、全く樋口勇一氏の文化財愛護、郷土愛による御配慮によるものであり、心より敬意を表するものである。広い神科台地は日々開発が進められている。それは日々遺跡が破壊されていることである。それはやむを得ないこととしても、事前に調査をし、記録を残したい。樋口氏のような御配慮が一人でも多くあることを期待したい。

所有地の発掘を承諾下さった地権者に御礼を申し上げたい。今回の発掘にも大勢の方々に御世話になった。多忙中連日熱心に御協力いただいた地元の方々、ご指導をいただいた調査会の方々、準備、後片付に至るまで終始御苦労いただいた事務局の方々、現場事務所として御便宜を与えて下さった田口食堂のみなさん等々に心より感謝を申し上げたい。

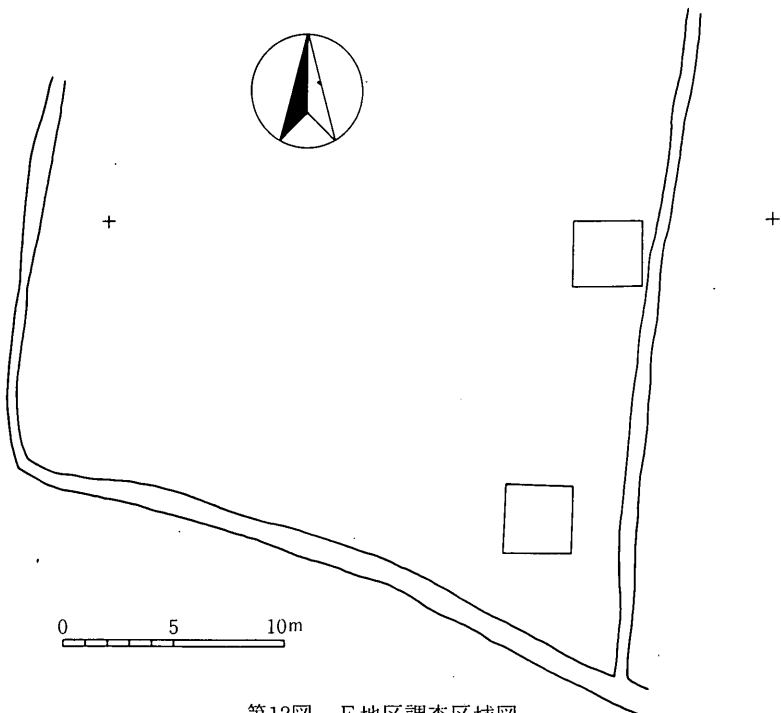
最後に、この報告書は調査主任川上元氏および調査のみなさんによるものであることを明記し謝意を表するものである。

(調査団長 五十嵐幹雄)

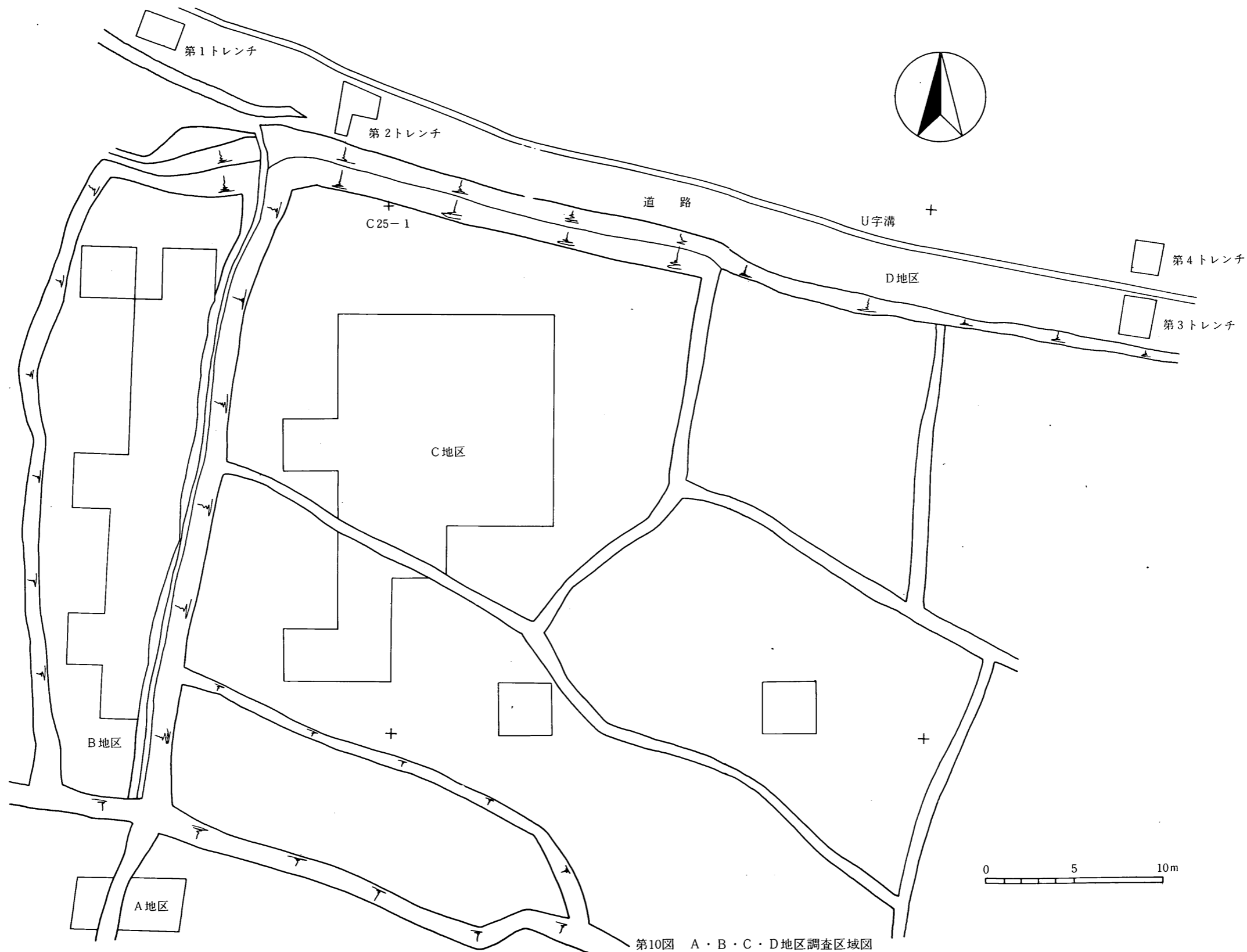




第11図 A地区調査区域図



第12図 E地区調査区域図



第10図 A・B・C・D地区調査区域図

# 版 图



B・C地区（南より）



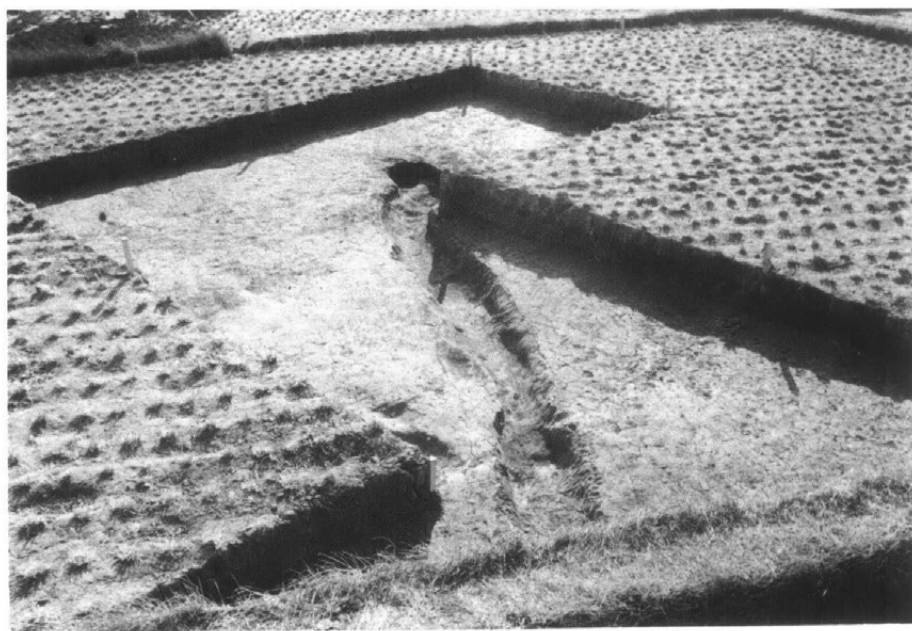
C地区溝状遺構（南より）



C地区調査風景



C地区溝状遺構（南より）



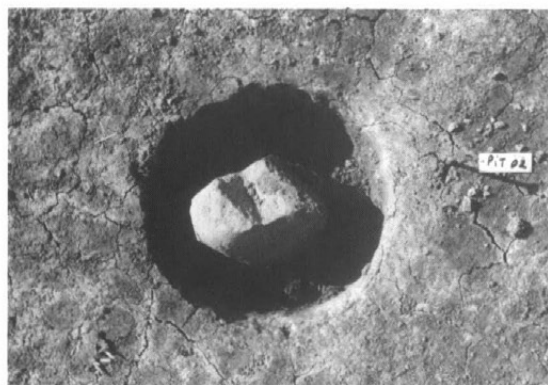
同上（東北より）



C地区溝状・ピット状遺構（北より）



C地区ピット状遺構



C地区ピット状遺構



C地区遺物出土状況



B地区溝状遺構（北より）



B地区土層



A地区土層



C地区土層



E地区土層

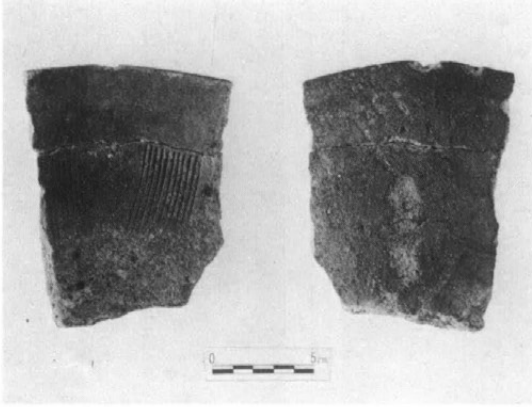




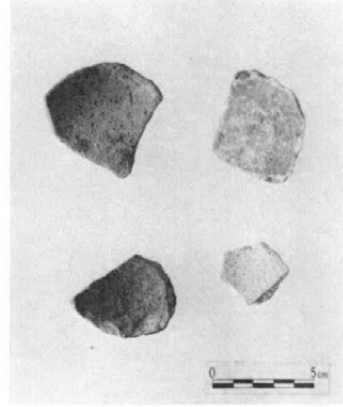
D地区第2トレンチ土層



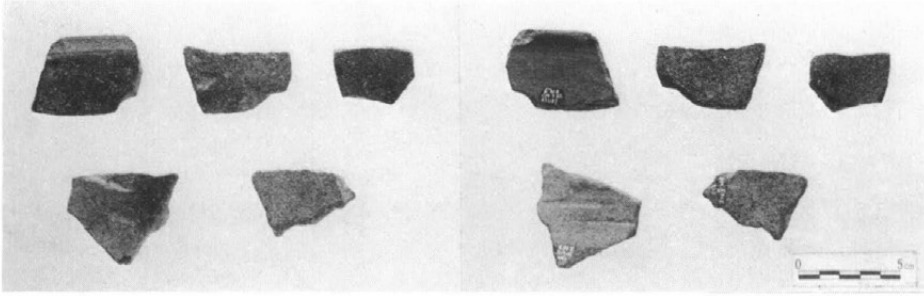
D地区第3トレンチ土層



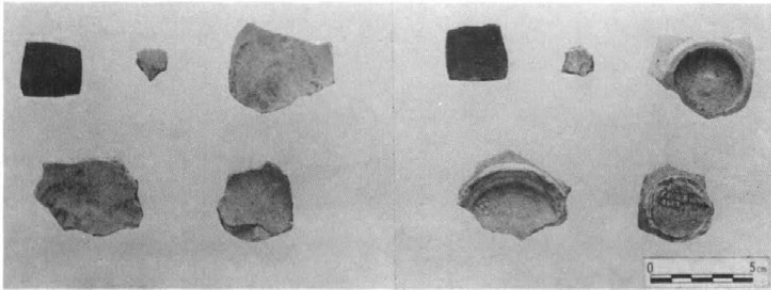
1 播鉢 (表・裏)



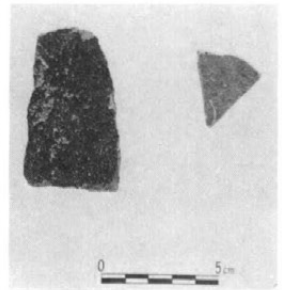
2 土師器・土師質土器



3 内耳土器 (表・裏)



4 磁器・陶器 (表・裏)



5 陶器

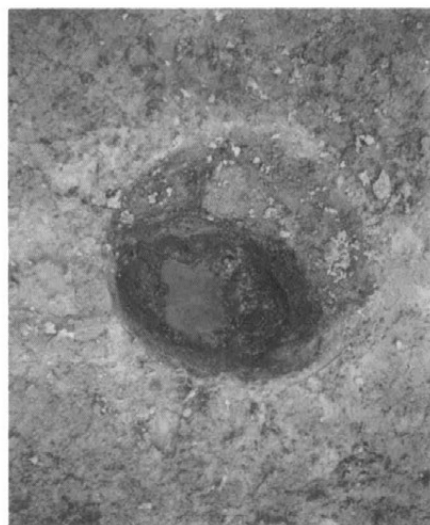
図版八  
遺構



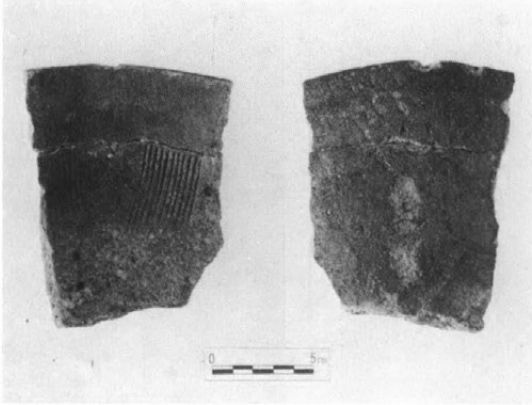
石の町地区遺構



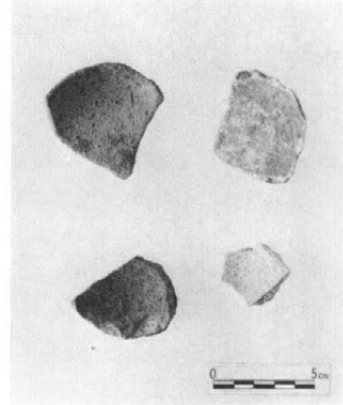
同上部分



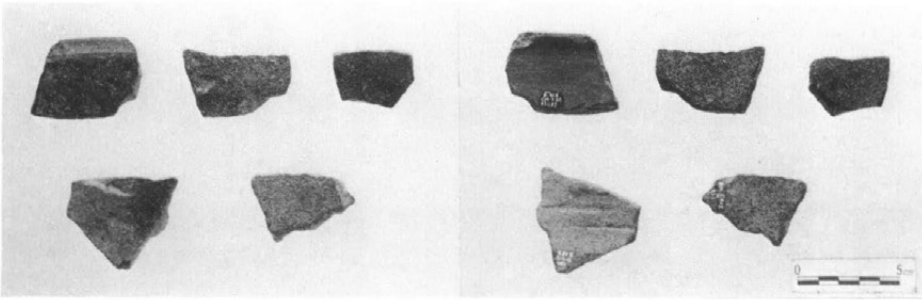
同上部分



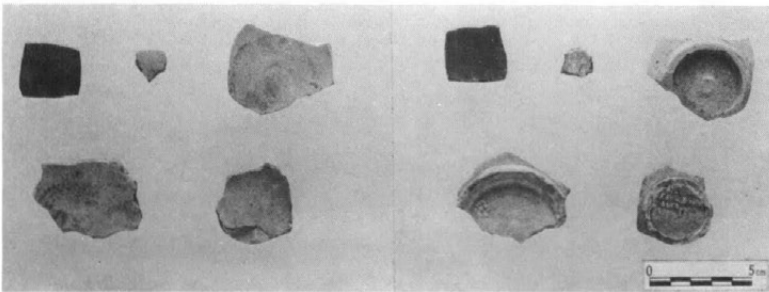
1 掃鉢 (表・裏)



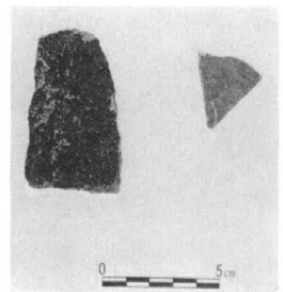
2 土師器・土師質土器



3 内耳土器 (表・裏)



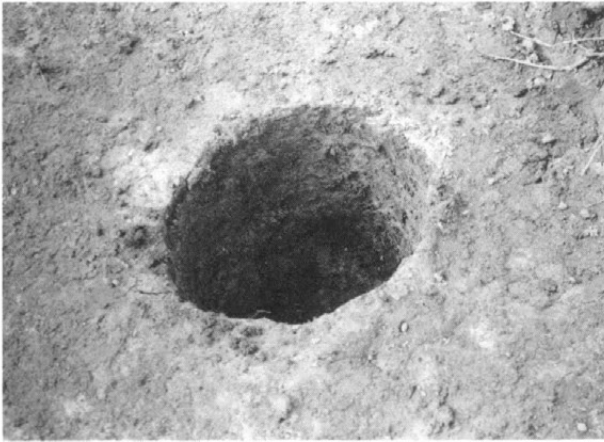
4 磁器・陶器 (表・裏)



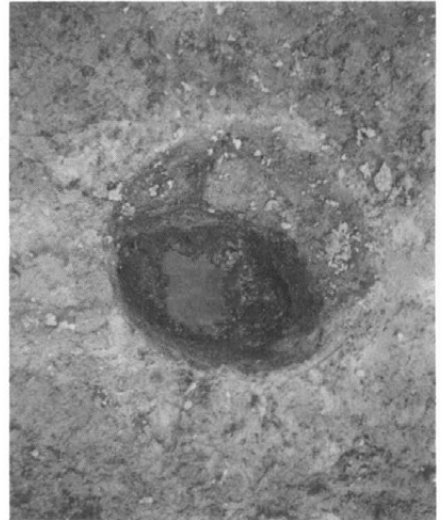
5 陶器



石の町地区遺構



同上部分



同上部分

---

上田市文化財調査報告書 第22集

創置の信濃国府跡

**推定地確認調査概報 II**

東之手・西之手遺跡第2次発掘調査

発行 1984年3月30日

上田市教育委員会

印刷 ほおずき書籍株式会社

---

